

# 那賀町こども計画(案)

徳島県 那賀町

令和8年2月 改訂

## 目次

第1章 計画の策定にあたって .....	1
(1)計画策定の趣旨 .....	1
(2)計画の位置づけ .....	2
(3)計画の期間 .....	2
(4)計画の策定体制 .....	2
第2章 こども・子育てを取り巻く現状 .....	3
(1)統計からみる本町の状況 .....	3
(2)子ども・子育て支援に関する各種事業の状況 .....	9
(3)第2期那賀町子ども・子育て支援事業計画の評価 .....	14
(4)子育て支援アンケート調査 .....	20
(5)子育て支援アンケート追加調査(令和7年度) .....	38
(6)若者の意識や生活に関する調査 .....	41
(7)こどもの意識や生活に関する調査 .....	48
(8)本町の現状や課題の整理 .....	53
第3章 計画の基本的な考え方 .....	57
(1)基本理念 .....	57
(2)基本目標 .....	58
(3)計画の体系図 .....	59
第4章 施策の展開 .....	60
基本目標1 こどもの権利の保障 .....	60
基本目標2 親子の健康の確保・増進、切れ目のない支援 .....	62
基本目標3 子育て支援と教育・学びの充実 .....	70
基本目標4 安心して子育てをするための環境整備 .....	81
基本目標5 配慮が必要なこども・家庭への支援 .....	88
基本目標6 若者の社会参画の推進 .....	93
第5章 子ども・子育て支援事業計画 .....	94
(1)教育・保育提供区域の設定 .....	94
(2)幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の内容・方策 .....	95
(3)地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容・方策 .....	99
第6章 計画の推進体制 .....	109
(1)計画の推進 .....	109
(2)進捗状況の点検・評価 .....	109
資料編 .....	110
(1)那賀町子ども・子育て会議条例、委員名簿 .....	110
(2)策定経過 .....	110

# 第1章 計画の策定にあたって

## (1)計画策定の趣旨

全国的に少子化が進行する中、核家族化の進展や地域コミュニティの希薄化、共働き世帯の増加等、子ども・子育てを取り巻く環境はめまぐるしく変化しており、子育てに対する不安や負担等が高まっています。国では、これまで少子化対策として平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を、平成24年に「子ども・子育て関連3法」を制定し、各地方公共団体はそれらに基づき、「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な取組が展開されてきました。さらに、この3法に基づいて平成27年度から施行された「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本に、子どもの幼児期の学校教育・保育を一体的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させることが求められました。

那賀町（以下「本町」という。）においても、平成27年に「那賀町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、その後2期にわたって計画的に各事業の推進に取り組んできました。

しかしながら、生活スタイルの変化等による地域のつながりの希薄化やニーズの多様化等、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は複雑化しており、さらに、引きこもりやニートといった若者の自立をめぐる問題や児童虐待、不登校等の諸問題も顕在化しています。

このような状況の中で令和5年4月1日に施行された「子ども基本法」は、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として制定されました。

これは次代の社会を担う全ての子どもが自立した個人として健やかに成長することができ、子どもの心身の状況、置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指したものとなっています。同年12月には、同法に基づいて「子ども大綱」が閣議決定されました。これは、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「子どもまんなか社会」を目指すもので、子ども・子育てに関する支援対策は新たなステージへと進んでいます。

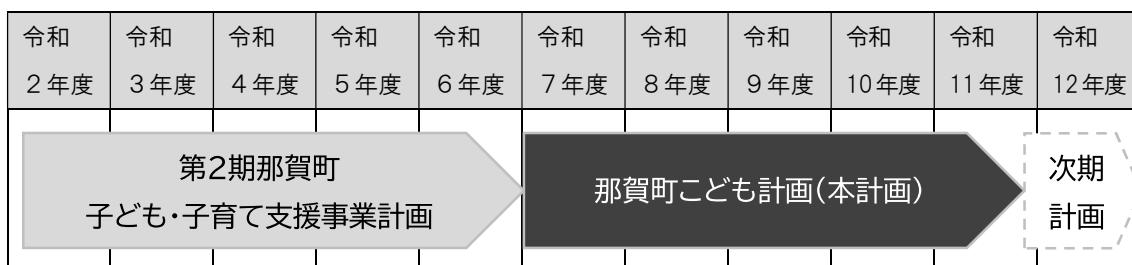
このたび「第2期那賀町子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度末に終了することから、本町においても、新たな計画を策定するにあたり、本町の実情を踏まえながら、子ども施策を総合的かつ強力に推進するため、「子ども・子育て支援事業計画」「次世代育成支援行動計画」「子ども・若者計画」「子どもの貧困対策計画」を含んだ計画として「那賀町子ども計画」（以下「本計画」という。）を策定し、子ども・若者・子育てにおいて、包括的かつ切れ目ない支援の充実に取り組みます。

## (2)計画の位置づけ

「那賀町こども計画」は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条で定める「次世代育成支援行動計画」を一体化した計画です。国のことども大綱等を踏まえたことども基本法第10条第2項に定める「町町村こども計画」であり、「子ども・若者計画」「子どもの貧困対策計画」についても包含するものとします。さらに、町の最上位計画である「那賀町まちづくり計画」及び福祉計画の上位計画である「那賀町地域福祉計画」、その他関連計画との整合を図るものとします。

## (3)計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とし、国や県の方針、社会情勢の変化等によって計画を変更する必要性が生じた場合、適宜、見直しを行っていくものとします。



## (4)計画の策定体制

### ① 子育て及びこども・若者の意識に関するアンケート調査の実施

本計画の策定に際して、子育て中の保護者の意見やニーズ、こども・若者の意識等を的確に反映した計画にするため「こども・子育て支援に関するアンケート調査」と「こども・若者の意識や生活に関するアンケート調査」を実施しました。

### ② 「那賀町子ども・子育て会議」の設置・開催

本計画に子育て当事者等の意見を反映するとともに、本町における子ども・子育て支援施策をこどもと子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、こどもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学識経験者等で構成する「那賀町子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について審議しました。

### ③ パブリックコメントの実施

本計画の素案を○月○日～○月○日の間で役場の窓口やホームページで公開し、広く町民の方々から意見を募りました。

## 第2章 こども・子育てを取り巻く現状

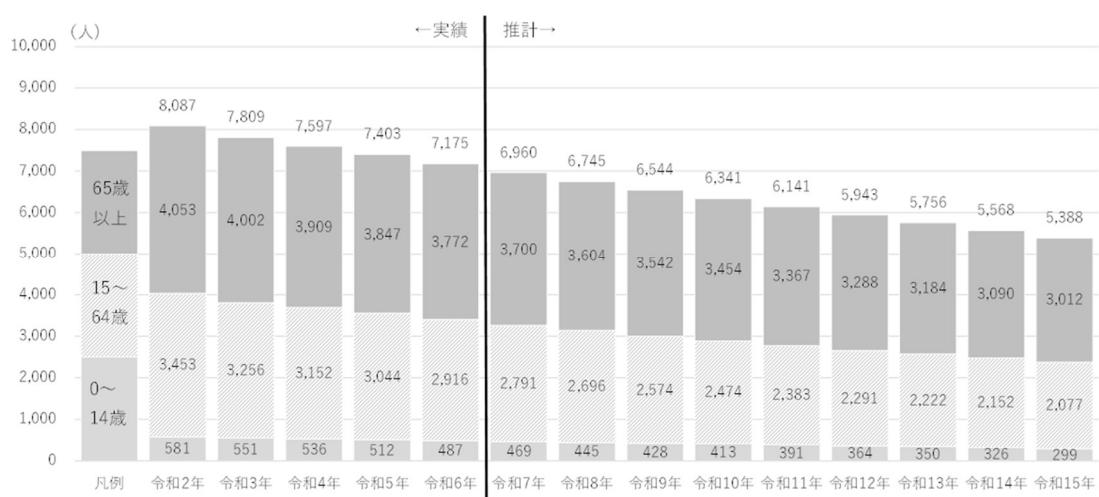
### (1) 統計からみる本町の状況

#### ① 人口の推移・推計

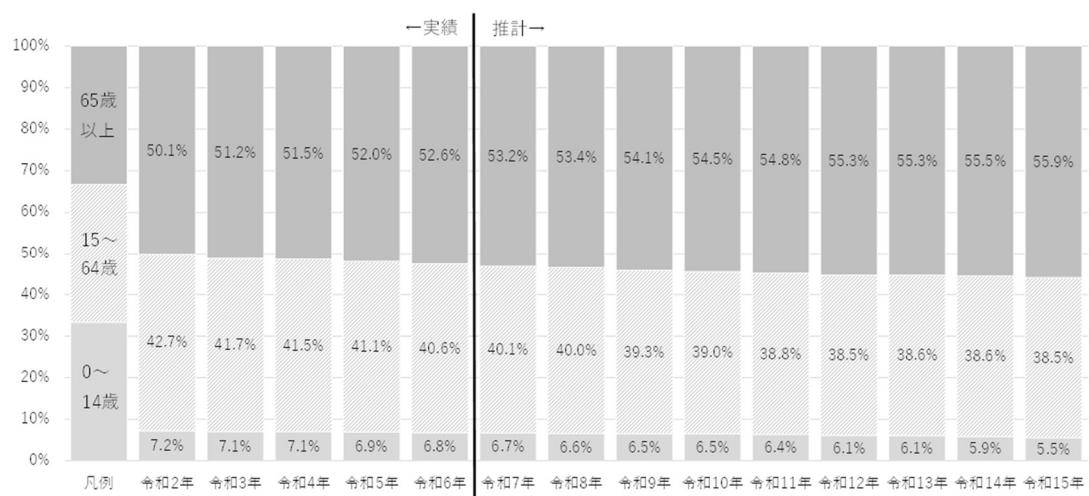
本町の総人口は年々減少しており、今後も減少し、令和7年には7千人を割る見込みとなっています。

また、年齢3区分別にみると、年少人口（0～14歳）が令和6年3月末現在で487人と総人口の1割以下となり、一方で老人人口（65歳以上）が3,772人と総人口の5割以上を占め、少子高齢化が進行しています。

#### ■年齢3区分別人口の推移・推計



#### ■年齢3区分別人口構成比の推移・推計



資料：実績は那賀町住民基本台帳人口(各年3月末日現在)、推計は実績を基にコーホート変化率法で算出

## ② 世帯の動向

本町の世帯の家族類型は、徳島県や全国の割合と比較すると、「夫婦とこども（核家族世帯）」(17.3%) の割合が低く、「夫婦のみ（核家族世帯）」(28.5%) や「核家族以外の世帯」(15.8%) の割合が高くなっています。

区分	一般 世帯数	単独 世帯数	親族のみの世帯				非親族 を含む 世帯		
			核家族世帯						
			夫婦の み	夫婦と こども	男親と こども	女親と こども			
那賀町	平成 27 年度	3,472	1,014	991	600	45	250	547	9
		100.0%	29.2%	28.5%	17.3%	1.3%	7.2%	15.8%	0.3%
	令和 2 年度	3,176	1,033	920	513	48	245	407	9
		100.0%	29.2%	28.5%	17.3%	1.3%	7.2%	15.8%	0.3%
徳島県		307,358	35.6%	21.2%	23.4%	1.4%	7.7%	9.2%	0.6%
全国		55,704,949	38.0%	20.0%	25.0%	1.3%	7.7%	6.8%	0.9%

※一般世帯数には「世帯の家族類型不詳」を含むため、家族類型内訳の合計とは一致しない場合があります。

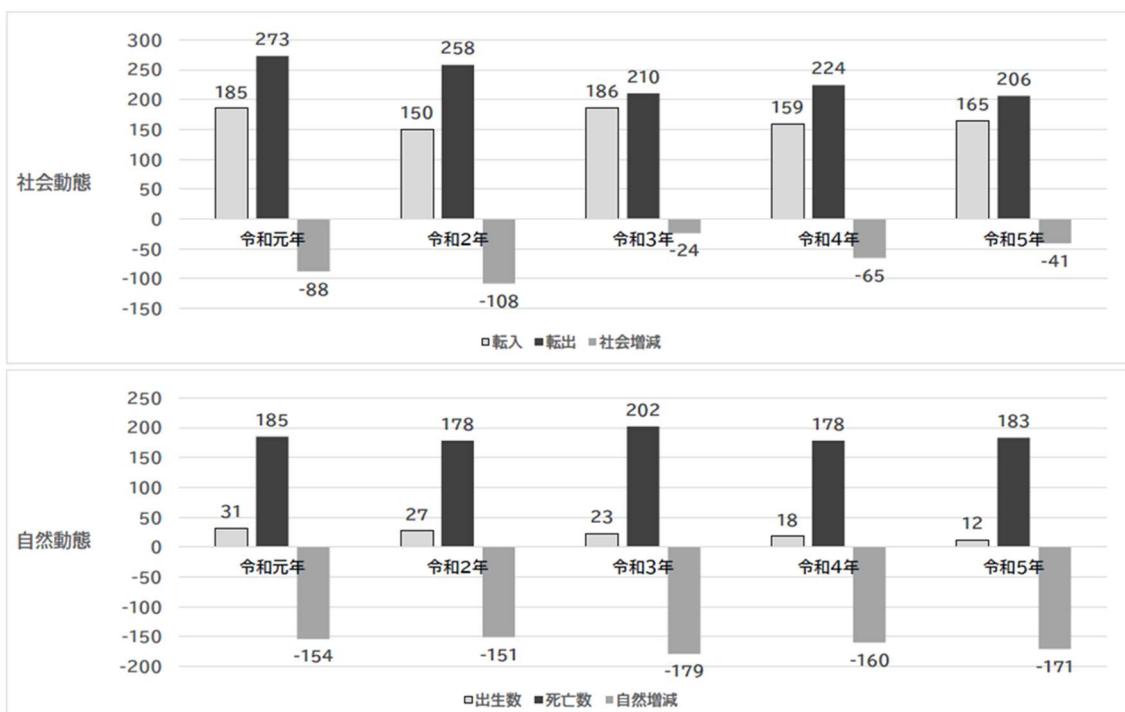
資料：国勢調査

## ③ 人口動態の動向

本町の社会動態について見ると、転出者数は令和元年以降減少傾向にありますですが、転入者数を上回る社会減の状態が続いているです。

本町の自然動態について見ると、出生者数、死亡者数ともに増減を繰り返しながら推移していますが、死亡者数が出生者数を大幅に上回る自然減の状態が続いているです。

### ■社会動態・自然動態

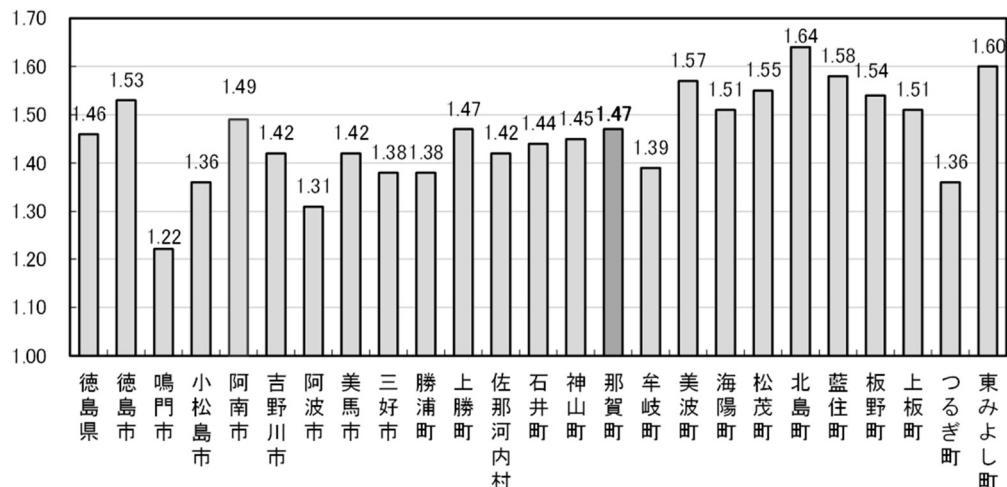


資料：徳島県人口移動調査年報

#### ④ 合計特殊出生率

合計特殊出生率を市町村間で比較すると、本町は1.47人で徳島県の1.46人と近い数値となっています。

#### ■市町村間の合計特殊出生率の比較(5年間((2018(H30)~22(R4)年))の合計特殊出生率)

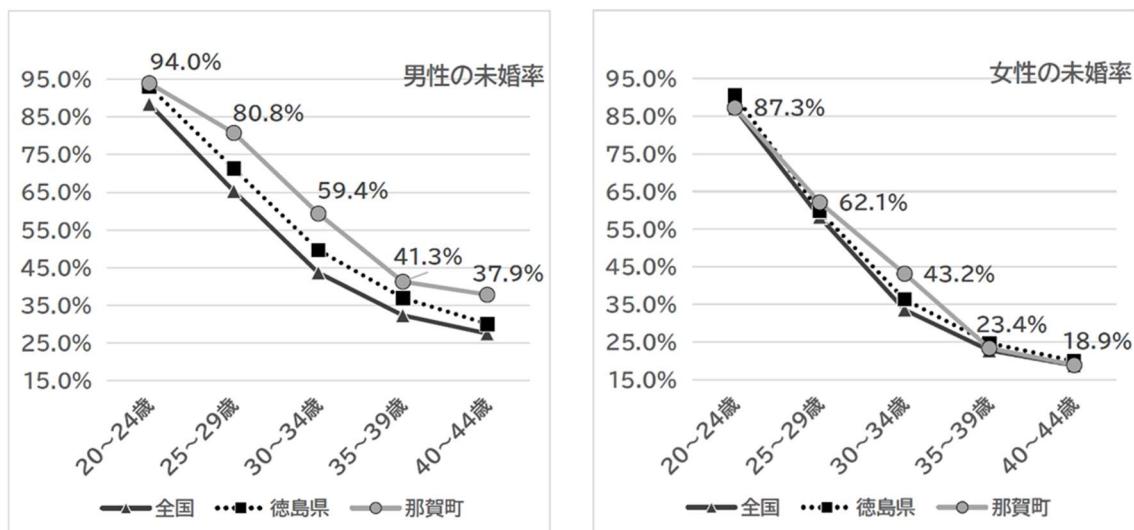


資料:厚生労働省 平成30年～令和4年 人口動態保健所・市区町村別統計の概況

#### ⑤ 未婚率の推移

本町の男性の未婚率について年齢別でみると、いずれの年代においても徳島県や全国より高くなっています。また、女性の未婚率について年齢別でみると、「30～34歳」(43.2%)が徳島県や全国より若干高いものの、それ以外は、ほぼ同水準です。

#### ■国・県との未婚率の比較(令和2年)

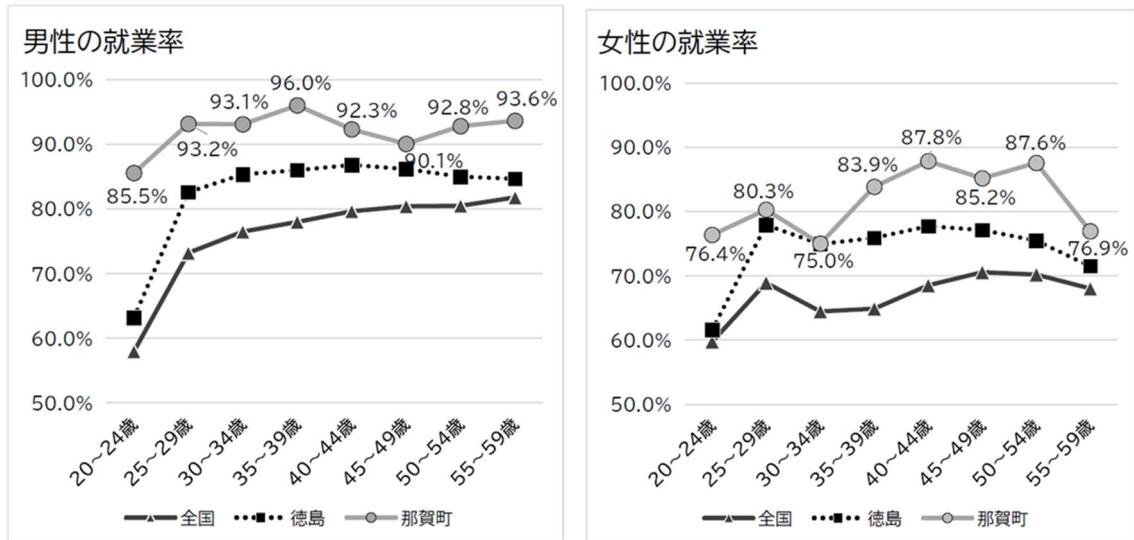


資料:国勢調査(令和2年)

## ⑥ 子育て世代の就業率

本町の子育て世代の就業率をみると、男女とも、いずれの年代においても徳島県や全国より高くなっていますが、全国的な傾向と同様に、出産・育児期と重なることが多い「30～34歳」の女性は、就業率が落ち込んでいます。

### ■国・県との就業率の比較(令和2年)

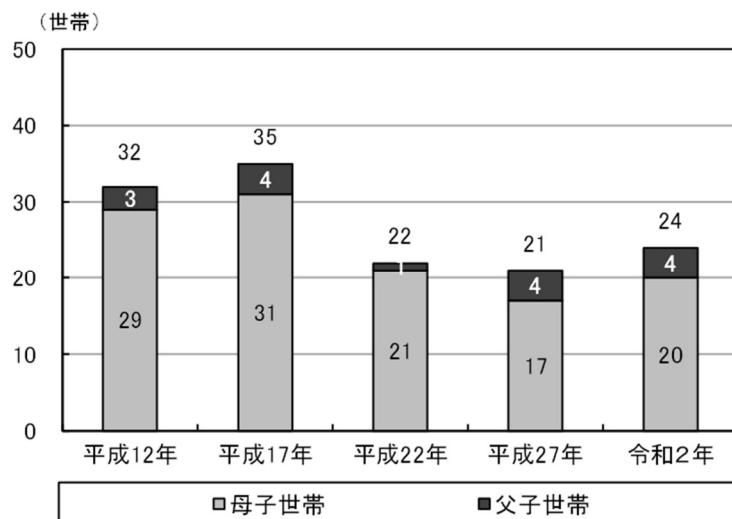


資料:国勢調査(令和2年)

## ⑦ ひとり親世帯の状況

本町におけるひとり親世帯については、増減を繰り返しながら推移しており、令和2年に24世帯となっています。内訳をみると、母子世帯が8割以上を占めています。

### ■ひとり親世帯の推移



資料:国勢調査

## ⑧ 認定こども園の状況

令和6年3月末現在、本町において就学前のこどもにおける教育・保育を実施している施設は次のとおりとなります。令和3年度より、就労していない保護者でも利用できるよう、わじきこども園、あいおいこども園を幼保連携型から保育所型に変更しています。

※認定こども園とは、幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、0～5歳児までの異年齢のこども達が一緒に育ち、教育・保育を一体的に提供する施設です。

### ■概要(令和6年3月31日現在)

施設名称	所在地	定員	入所児童数	入所待機児童数	常勤保育教諭数	開所時間
保育所型認定こども園 わじきこども園	和食郷字八幡原1番地1	115	60	0	13	平日 7:15~18:15
保育所型認定こども園 あいおいこども園	延野字王子原89番地1	90	49	0	10	土曜 7:30~13:00
保育所型認定こども園 ひらだにこども園	大殿字中北14番地	25	2	0	3	平日 7:45~17:00
保育所型認定こども園 きとうこども園	木頭和無田字ヨシノ37番地1	25	13	0	5	平日 7:30~17:45

### ■認定こども園利用児童数の推移(毎年度末時点)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(見込み)
認定こども園数(か所)	4	4	4	4	4
定員数(人)	267	255	255	255	255
入所児童数	合計(人)	151	149	137	135
	0歳児(人)	2	2	0	3
	1歳児(人)	9	19	16	20
	2歳児(人)	35	16	24	18
	3歳児(人)	34	43	19	34
	4歳児(人)	32	36	41	19
	5歳児(人)	39	33	37	41
入所率(%)	57%	58%	54%	53%	49%
入所待機児童数(人)	0	0	0	0	0
常勤保育教諭数(人)※	31	32	35	37	36

※年度当初人数

### ■障がい児保育利用児童数の推移(のべ実数)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(見込み)
障がい児保育	実施か所数(か所)	0	0	0	0
	実施利用者数(人)	0	0	0	0

資料:すこやか子育て課

## ⑨ 小学校・中学校の状況

本町の小学校・中学校の状況について、下記のようになっています。令和5年度から、児童数の減少により、平谷小学校が休校となっています。

### ■概要(令和6年3月31日現在)

区分	名称	所在地	児童・生徒数	教職員数
町立	鷺敷小学校	和食字町 117 番地 1	116	16
	相生小学校	延野字大原 80 番地	97	18
	木頭小学校	木頭和無田字ナカスジ 1 番地	19	14
	鷺敷中学校	和食郷字南川 119 番地	65	15
	相生中学校	延野字大原 100 番地	46	18
	木頭中学校	木頭和無田字ナカスジ 1 番地	7	11

### ■小・中学校の児童・生徒数の推移(毎年度4月1日時点)

単位:人

区分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
小学校	児童数	1 年生	38	43	33	41
		2 年生	35	39	42	41
		3 年生	37	34	40	42
		4 年生	48	37	33	40
		5 年生	39	49	37	40
		6 年生	39	40	51	37
		合計	236	242	236	227
	教職員数	49	52	49	43	48
中学校	生徒数	1 年生	48	37	38	46
		2 年生	46	48	36	38
		3 年生	46	46	48	36
		合計	189	183	171	163
	教職員数	38	40	46	48	44

### ■特別支援学級の状況(毎年度4月1日時点)

単位:組、人

区分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
小学校	学級数	8	6	4	4	5
	児童数	21	18	15	12	15
中学校	学級数	5	5	4	4	4
	児童数	10	10	13	14	13

資料:那賀町教育委員会

## (2)子ども・子育て支援に関する各種事業の状況

### ① 母子保健事業

#### ■母子保健事業の概要

事業名	事業内容
① 母子健康手帳	母子健康手帳は、母子保健法に定められた市町村が交付する手帳のことで、出産までの妊婦の健康状況やアドバイス・そして出産時の大切な事項（出生日や時間・出生した施設・病院の名称等）・出産後の予防接種や成長状況等を記入しています。
② 妊婦健康診査	妊娠期間中に14回（1回はHBs抗原検査を含む）補助を受けることができるものです。この健康診査は医療機関に委託して実施しています。
③ 乳児一般健康診査（個別）	乳児一般健康診査（個別）は、1歳までに2回の健康診査を、県内の医療機関で受けることができるものです。
④ 乳児集団健康診査	健康診査を集団で実施し、栄養相談を個別で実施しています。
⑤ 1歳6ヶ月児健康診査	1歳6ヶ月児健康診査は、運動機能、聴覚及び精神発達等の状況を把握し、異常の早期発見・治療に結びつけるほか、栄養及び育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持増進を図ることを目的に、1歳6ヶ月児を対象に、年3回実施しています。
⑥ 3歳児健康診査	3歳児健康診査は、運動機能、視聴覚、精神発達等の遅れ、その他疾病や異常を早期に発見し、各種相談や治療に結びつけるほか、栄養及び育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持増進を図ることを目的に、3歳児を対象に年3回実施しています。
⑦ 4・5歳児健康診査	4・5歳児健康診査は、平成20年度から、軽度発達障がいの早期発見、小児肥満等の小児生活習慣病の予防を目的として、4・5歳児を対象に年4回実施しています。

#### ■母子保健事業の利用状況の推移

事業名		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 母子健康手帳	交付数(件)	21	25	14	12
② 妊婦健康診査	交付数(件)	312	363	200	168
	延べ受診者数(人)	262	288	25	76
	受診率(%)	84%	79%	13%	45%
③ 乳児個別健康診査	交付数(件)	98	55	32	24
	延べ受診者数(人)	43	25	28	11
	受診率(%)	44%	45%	88%	46%
④ 乳児集団健康診査	対象者数(人)	24	35	24	44
	延べ受診者数(人)	12	42	39	29
	受診率(%)	50%	120%	163%	66%
⑤ 1歳6ヶ月児健康診査	対象者数(人)	20	30	22	24
	延べ受診者数(人)	20	29	22	24
	受診率(%)	100%	97%	100%	100%
⑥ 3歳児健康診査	対象者数(人)	54	23	24	30
	延べ受診者数(人)	54	22	23	28
	受診率(%)	100%	96%	96%	93%
⑦ 4・5歳児健康診査	対象者数(人)	32	36	42	26
	延べ受診者数(人)	32	36	42	49
	受診率(%)	100%	100%	100%	188%

資料：那賀町保健センター

## ■その他の保健事業

事業名	事業内容
① 不妊治療費助成事業	不妊治療をしている夫婦に、治療費（上限あり）を助成する事業です。
② 無料フッ素塗布事業	4歳未満の子どもにむし歯予防のためにフッ素塗布を助成する事業です。 (集団受診) 1歳6ヶ月健診、2歳児健診、3歳児健診の歯科健診時に希望者にフッ素塗布 (個別受診) 2~4歳の子どもを対象に町内歯科医院で使える数回のフッ素塗布券を配布
③ インフルエンザ予防接種事業	18歳以下の子どもにインフルエンザ予防接種料を助成し、感染拡大を防ぐ事業です。 ・1~13歳未満の子どもに2回分予防接種料助成(1回1,000円) ・13~19歳未満の子どもに1回予防接種料助成(1回2,000円)

### ② こどもはぐくみ医療

こどもはぐくみ医療は保険適用分に関しては、那賀町では自己負担なく医療を受けられ、平成28年度より対象期間を0~18歳に達した年度末にまで拡大しています。

## ■こどもはぐくみ医療受給者証発行の概要

単位:人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
乳幼児（0~2歳）	69	83	65	50
幼児小学生（3~12歳）	388	372	367	335
中学生（13~15歳）	146	139	132	130
高校生（16~18歳）	175	191	167	180
合計	778	785	731	695

資料:すこやか子育て課

### ③ 結婚祝い金、出産祝い金及び加算金

平成17年3月1日より「結婚祝い金及び出産祝い金条例」を制定し、結婚・出産とともに祝い金（2万円）を支給しています。また出産祝い加算金は第1子目を基準とし、5年ごとに3回、その世帯の子どもの数に応じた額を第1子が15歳になるまで支給しています（積算支給額20万～120万円。令和6年度現在）。

## ■祝い金交付件数

単位:件

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
結婚祝い金	5	5	7	7
出産祝い金	25	25	14	9
出産祝い加算金（5年）	10	12	15	4
出産祝い加算金（10年）	62	51	62	33

資料:すこやか子育て課

#### ④ 認定こども園関係事業の状況

##### ・保育料の多子世帯等への減免

平成 27 年度より多子世帯への保育料軽減として、所得制限なしで 2 子目を半額、3 子目を無料としました。令和元年 10 月 1 日から国施策により、すべての 3~5 歳児及び非課税世帯の 0~2 歳児の保育料も無料となりました。

##### ■認定こども園利用者の多子区分

単位:人

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
2 子目	54	53	50	54	48
3 子目以降	44	42	39	39	38

資料:すこやか子育て課

##### ・全年齢児の給食費の無償化

平成 31 年 4 月 1 日より全年齢児の給食費（主食費・副食費）について無償化しました。なお、広域利用の利用園児に関しては無償化の対象外となります（低所得世帯除く）。

##### ・保育認定理由・認定期間の見直し

那賀町の保育利用状況やこれまでの保護者からの相談内容により、認定理由や保育認定期間等を柔軟に見直しました（産後延長設定、育児休業による継続利用の期間延長）。

##### ■教育・保育の利用状況(各年度末の実績)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
1 号認定（3~5 歳 幼児教育）	12	14	7	6
2 号認定（3~5 歳 保育の必要性あり）	94	96	91	87
3 号認定（0 歳 保育の必要性あり）	8	11	11	12
3 号認定（1、2 歳 保育の必要性あり）	47	36	44	42

資料:すこやか子育て課

##### ・延長保育事業の実施

平成 29 年度より延長保育事業を実施しています。保護者の利便性が向上したことは元より、利用には申請が必要であるため、ニーズの把握と勤務時間外の職員体制を整えやすくなるという効果がありました。

##### ■延長保育の件数

単位:件

園名	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
わじきこども園	24	13	7	4
あいおいこども園	145	101	16	5
ひらだにこども園	0	0	0	0
きとうこども園	0	0	0	2

資料:すこやか子育て課

・1号認定児にかかる預かり保育事業の実施

平成30年度の通園バス廃止に伴い、1号認定児の利用時間（標準時間）を延長するとともに、バス利用が必要と認められる園児（4～5歳児）については、教育委員会と調整の上、スクールバスの混乗利用を可能としました。

また、2号認定児との公平性を鑑み、令和元年度より、1号認定児の教育時間（標準時間）とは別に、延長保育を実施する「預かり保育事業」を実施しています。

■1号預かり及び一時預かりの件数

園名	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	1号預かり	一時預かり	1号預かり	一時預かり	1号預かり	一時預かり	1号預かり	一時預かり
わじきこども園	89	32	78	6	49	34	49	32
あいおいこども園	16	33	26	4	21	8	23	1
ひらだにこども園	0	15	0	0	0	0	0	0
きとうこども園	11	10	6	0	2	5	0	0

※ 1号預かりは利用月数、一時預かりは利用日数を表記。

資料:すこやか子育て課

・保育の質向上のための職員研修の実施

質の高い幼児教育・保育をめざし、保育の質向上のための職員研修を年数回実施しています。また、外部団体が実施する外部研修についても、職員が積極的に参加できるよう努めています。令和6年度の「減災教育」研修の結果、施設内に飛散防止処置のないガラスが多数見つかることとなり、次年度の対策工事に繋がるなど、目に見える効果も始めています。

・障害児保育・発達支援の推進

こども一人ひとりの発達に沿った支援や保育をめざし、保健センターや認定こども園、教育委員会が連携して、園児対象の各種教室を実施しています。また、保育者のスキルアップをめざし、発達支援専門員による職員のための巡回指導を受けています。

・おむつサブスクサービスの実施

令和5年5月から、園児の使用済みおむつの保護者持ち帰りを廃止。保護者負担の軽減に繋げました。また、同年9月から、国の物価高騰対策重点支援交付金を活用し、園児が登園時に使用するおむつを、枚数制限なく無償で提供することとしました。これにより、保護者の経済的負担だけではなく、おむつへの名入れなど保護者の手間とおむつの仕分けなど保育士の負担も軽減されました。

■おむつサブスクサービスの利用状況

対象児童数	延べ利用月数	利用月額	町負担額
83人	460月	2,255円	1,037,300円

資料:すこやか子育て課

## ⑤ 子育てについての広報活動

平成 27 年度に『那賀町子育てガイドブック』を作成、『那賀町子育てネット（ホームページ）』を開設し、各種子育て情報を発信しています。

## ⑥ 放課後子ども教室

放課後子ども教室において、地域の方々の協力を得て放課後に体育館や公民館で学習・スポーツ・文化芸術活動等を体験する取り組みを行っています。しかしながら、管理員不足等により校区によって実施が困難な状況となっており、人員確保が急務となっています。

### ■放課後子ども教室の実施状況(令和5年度実績)

子ども教室名	開設場所	開設時間			利用状況		
		平日	土曜日等	夏休み等	年間開設日数	登録児童数	延べ利用者数
鷺敷子どもクラブ	鷺敷小学校体育館 鷺敷中央公民館	14:20 ～ 18:00	未実施	8:00 ～ 18:00	218 日	72 人	5、359 人
相生子どもクラブ	相生体育館	15:00 ～ 18:00	未実施	8:00 ～ 18:00	219 日	49 人	3、694 人
平谷子どもクラブ	平谷小学校体育館	15:00 ～ 18:00	未実施	12:30 ～ 18:00	73 日	7 人	289 人
木頭子どもクラブ	木頭小学校体育館	15:00 ～ 18:00	未実施	13:00 ～ 17:30	224 日	14 人	1、699 人

資料:那賀町教育委員会

### ■放課後子ども教室の概要

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (見込み)
子ども教室数（か所）	4	4	4	4	4
年間開催日数（日）	587	827	805	734	660
延べ利用者数（人）	—	—	6、560	11、041	8、263

資料:那賀町教育委員会

## ⑦ 児童虐待防止対策の充実

### ・那賀町子ども家庭支援ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)

学校、こども園、警察、民生委員、保健センター、役場など、児童を取り巻く様々な機関が連携し、地域全体で支援体制を作ることにより、児童問題の早期発見、支援方針の共有化などの包括的に対応、児童福祉の向上を図っています。また、定期的に代表者会議や実務者会議を開催するとともに、状況に応じてケース会議も開催しています。

### ・那賀町児童虐待連絡協議会

行政機関、警察署、こども女性相談センターにおいて構成し、情報を共有しています。

### (3)第2期那賀町子ども・子育て支援事業計画の評価

#### ① 教育・保育の状況

##### ・1号認定(3~5歳・教育)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
見込み	16	16	14	13	11
実績	12	14	7	6	7
利用率	75.0%	87.5%	50.0%	46.2%	63.6%

【評価】希望に応じた受入体制を確保することができた。

##### ・2号認定(3~5歳・保育)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
見込み	88	86	77	71	62
実績	94	96	91	87	67
利用率	106.8%	111.6%	118.2%	122.5%	108.1%

【評価】実績が見込みを上回ったが、保育必要量に応じた受入体制を確保できた。

##### ・3号認定(0~2歳・保育)

#### ■0歳児

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
見込み	10	9	9	8	8
実績	8	11	11	12	5
利用率	80.0%	122.2%	122.2%	150.0%	62.5%

#### ■1~2歳児

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
見込み	44	38	44	41	39
実績	47	36	44	42	44
利用率	106.8%	94.7%	100.0%	102.4%	112.8%

【評価】年度当初まで可能な限りニーズの把握に努め、受入体制を確保することができた。

今後、予定のない年度途中からの利用希望に対応するには、保育現場に余裕のある職員配置・人員の確保が必要となる。

② 地域子ども・子育て支援事業の状況

・延長保育事業

[人／年]	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
見込み	人	21	19	19	18	16
実 績	人	169	114	23	11	20
	か所	2	2	2	3	3
見込み	率	804.8%	600.0%	121.1%	61.1%	125.0%

■施設別実績

[人／年]	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
わじきこども園	24	13	7	4	6
あいおいこども園	145	101	16	5	10
ひらだにこども園	0	0	0	0	0
きとうこども園	0	0	0	2	4
計	169	114	23	11	20

【評価】社会的に子育て世帯への配慮が広がったこともあり、利用は減少傾向にある。

現在は、各園の体制で対応可能な利用となっている。

・放課後児童健全育成事業(放課後こども教室)

■放課後こども教室

	[人／週]	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
低学年	見込み	0	0	0	0	0
	実 績	0	0	0	0	0
	利用率	0%	0%	0%	0%	0%
高学年	見込み	0	0	0	0	0
	実 績	0	0	0	0	0
	利用率	0%	0%	0%	0%	0%

【評価】教育委員会所管で実施している「放課後子ども教室」と役割が重複するため、

実施しなかった。

・子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)

■子育て短期支援事業(ショートステイ)

[人／年]	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
見込み	人	0	0	0	0	0
実 績	人	0	0	0	0	0
	か所	3	3	3	3	4
見込み	率	0%	0%	0%	0%	0%

■子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

[人／年]	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
見込み	人	0	0	0	0	0
実 績	人	0	0	0	0	0
	か所	3	3	3	3	4
見込み	率	0%	0%	0%	0%	0%

【評価】見込みどおり、計画期間中の利用はなかったが、さらに利便性を高めるため、

令和6年度から事業委託先を4か所に増やした。

・地域子育て支援拠点事業

[回／年]	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
見込み	5、520	4、860	5、280	4、980	4、740
実 績	2、444	2、385	1、960	1、385	1、150
利用率	44.3%	49.1%	37.1%	27.8%	24.3%

【評価】鷺敷地区に「那賀町地域子育て支援センター」を設置する他、あいおい、ひらだに、

きとうの各こども園で受入を進めた。また、出張ひろばと称し、桜谷保育園(旧桜谷小学校)でも受け入れたが、近年の出生数減少と低年齢でのこども園入園傾向が重なり、利用は低調だった。今後、令和6年度にコロナ禍から復活した「なかよしマルシェ」といったイベントやおむつサブスクサービスのおむつ受け渡し場所としての機能を活かした利用者増が望まれる。

・一時預かり事業

■一時預かり事業<幼稚園>

【評価】町内には幼稚園がないため、本事業は実施していない。

■一時預かり事業<未就園児>

[人日／年]	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
見込み	151	141	139	131	121
実 績	90	10	47	33	28
利用率	59.6%	7.1%	33.8%	25.2%	23.1%

【評価】各園にて、定員と職員数の受け入れ可能な範囲内で実施している。

・病児・病後児保育事業

[人日／年]	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
見込み	0	0	0	0	0
実 績	0	0	0	0	0
利用率	0%	0%	0%	0%	0%

【評価】本事業は、施設及び人員の確保がままならず、現在も実施できていない。

ただし、令和6年度において、那賀町ファミリー・サポート・センターが、「病児・病後児預かりサービス」を開始しており、一定のニーズには応えられてと考える。同サービスには、地域格差という問題が残るが、現状、町内の医療施設や保育施設等で病児・病後児保育体制を整えるのは、非常に困難である。

・子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

[か所]	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
見込み	20	20	20	20	20
実 績	35	21	33	7	14
利用率	175.0%	105.0%	165.0%	35.0%	70.0%

【評価】本事業は、少子化と社会的な子育て世帯への配慮が広まることにより、利用者数は減少傾向にある。しかし、病気や冠婚葬祭、急な仕事など潜在的なニーズは、確実に存在する。令和6年度には、後述の「入学前児童預かりサービス」や「病児・病後児預かりサービス」を開始した他、スマホでも利用可能なオンラインによる会員登録、利用申し込みを始めており、更なる利便性の向上に期待が持てる。

## 【町単独事業】

### ・一時預かり保育事業にかかるサポート事業(園サポ事業)

平成 30 年度より実施。地域子育て支援センターにおいて、ファミリー・サポート・センター提供会員が預かりを行い、利用後、依頼会員には町が利用料を助成する仕組みとなっている。

### ・病児・病後児預かりサービス事業

平成30年度より病後児預かり事業は実施していたが、令和 6 年度から、民間の訪問看護ステーションのサポートを受けることで、病児にも対象を広げることとなった。本事業は、病児・病後児の預かりに必要な研修を受講した提供会員が、ファミリー・サポート・センター施設において、訪問看護師のサポートを得ながら、病児・病後児を預かるサービスとなる。預かりに際しては、事前に町が指定する医療機関での許可が必要となる。依頼会員には、後日、町から利用料が助成される。

### ・入学前児童預かりサービス事業

小学校の新 1 年生は、こども園卒園後の 4 月 1 日から入学式までの間、預かり場所がないことに苦慮していたが、同期間ファミリー・サポート・センターで数名の提供会員が連携し、複数の児童を預かるサービスを令和 6 年度に立ち上げた。同年度には、4 人の児童が延べ 16 日間、本サービスを利用した。

### ・妊婦健康診査

[人回／年]	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (見込み)
見込み	481	468	417	389	338
実 績	262	304	117	76	70
利用率	54.5%	65.0%	28.1%	19.5%	20.7%

【評価】コロナ禍を経て、受診率が大幅に減少している。妊娠中の健康管理や不安解消、ハイリスク妊産婦の早期フォローなど、やるべきことは多いので、国の実施する給付金の手続き等を活用し、信頼関係を構築して欲しい。

### ・乳児家庭全戸訪問事業

[人回／年]	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (見込み)
見込み	32	30	29	27	26
実 績	56	34	26	24	23
利用率	175.0%	113.3%	89.7%	88.9%	88.5%

【評価】対象世帯の全戸訪問を目指し、保健師が訪問に励んでいる。

・養育支援訪問事業

[人回／年]	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
見込み	5	5	5	5	5
実 績	0	4	2	2	2
利用率	0.0%	80.0%	40.0%	40.0%	40.0%

【評価】支援の必要な世帯に対し、適宜保健師が対応している。

・利用者支援事業

[か所／年]	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
見込み	0	0	0	0	0
実 績	0	1	1	1	1
利用率	0.0%	—	—	—	—

【評価】令和3年8月、町保健センター内に「子育て世代包括支援センター」を設置し、利用者支援に努めた。

・実費徴収に係る補足給付を行う事業

・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【評価】第2期計画中、実施予定していなかった。

## (4)子育て支援アンケート調査

### ① アンケート調査の目的

本調査は、町民のみなさまの子ども・子育てに関する生活実態やご要望・ご意見などを把握し、今後の子育て支援施策を進めていくための基礎資料とさせていただくことを目的として実施しました。

### ② アンケート調査の実施概要

- 調査対象：町内在住の小学生以下の子どもがいる保護者（世帯）
- 抽出方法：住民基本台帳による該当者抽出
- 調査方法：認定こども園・小学校を通じて WEB 回答を呼びかけ
- 調査期間：令和6年12月27日～令和7年1月9日
- 回収結果：

標本数（配布数）	有効回収数	有効回収率
280 件	40 件	14.3%

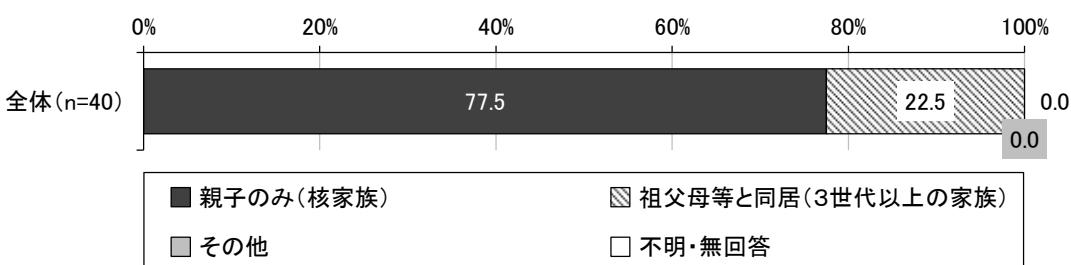
### ③ 報告書の見方

- ◇回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- ◇複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- ◇図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- ◇図表中の「n (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- ◇本文中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。
- ◇「その他」「不明・無回答」を除き、回答の高いもの第1位に網掛けをしています。
- ◇集計対象者数（n値）が少ない（10件未満）クロス集計について、コメント対象外としています。

#### ④ アンケート調査の結果

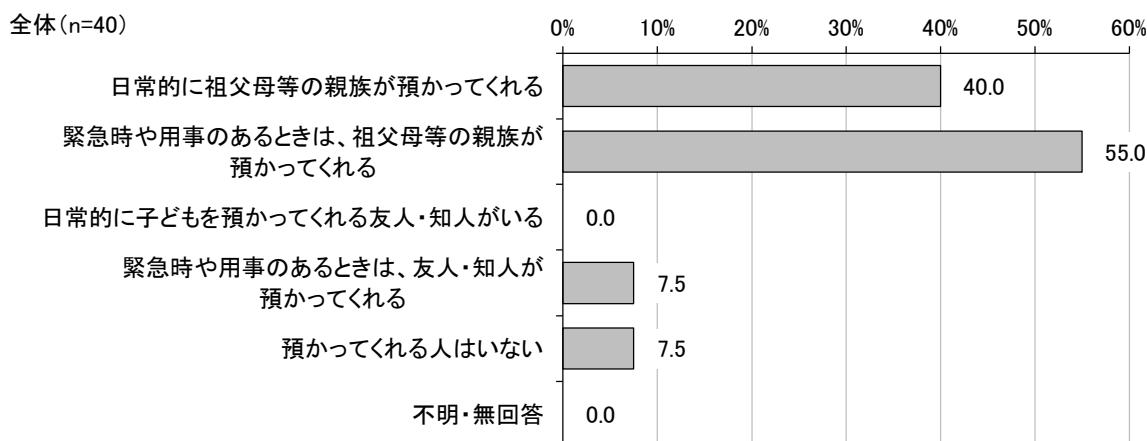
##### ○世帯の状況（単数回答）

世帯の状況についてみると、「親子のみ（核家族）」が 77.5%と最も高く、次いで「祖父母等と同居（3世代以上の家族）」が 22.5%となっています。



##### ○お子さんを預かってくれる親族や知人の有無（複数回答）

子どもを預かってくれる親族や知人がいるかについてみると、「緊急時や用事のあるときは、祖父母等の親族が預かってくれる」が 55.0%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族が預かってくれる」が 40.0%、「緊急時や用事のあるときは、友人・知人が預かってくれる」「預かってくれる人はいない」が 7.5%となっています。

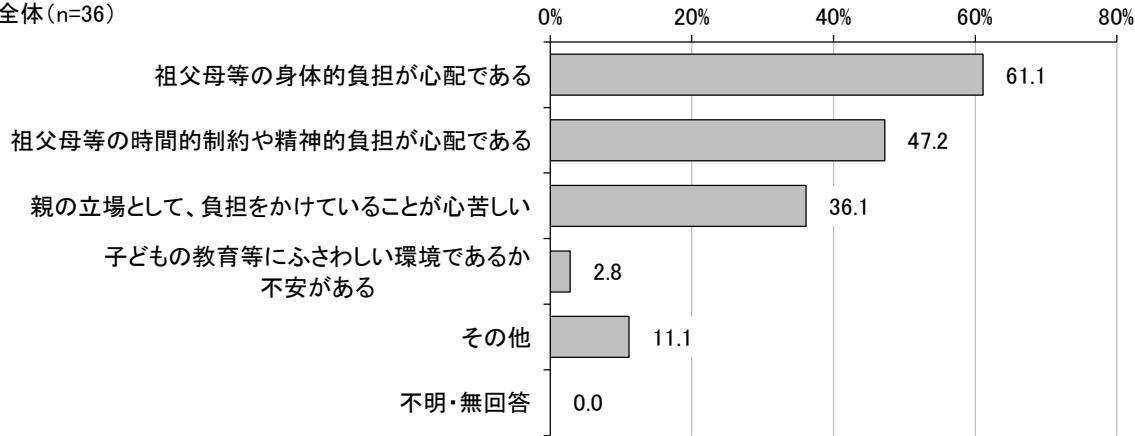


「日常的に祖父母等の親族が預かってくれる」「緊急時や用事のあるときは、祖父母等の親族が預かってくれる」と回答された方

○預かってもらう際の問題や不安(複数回答)

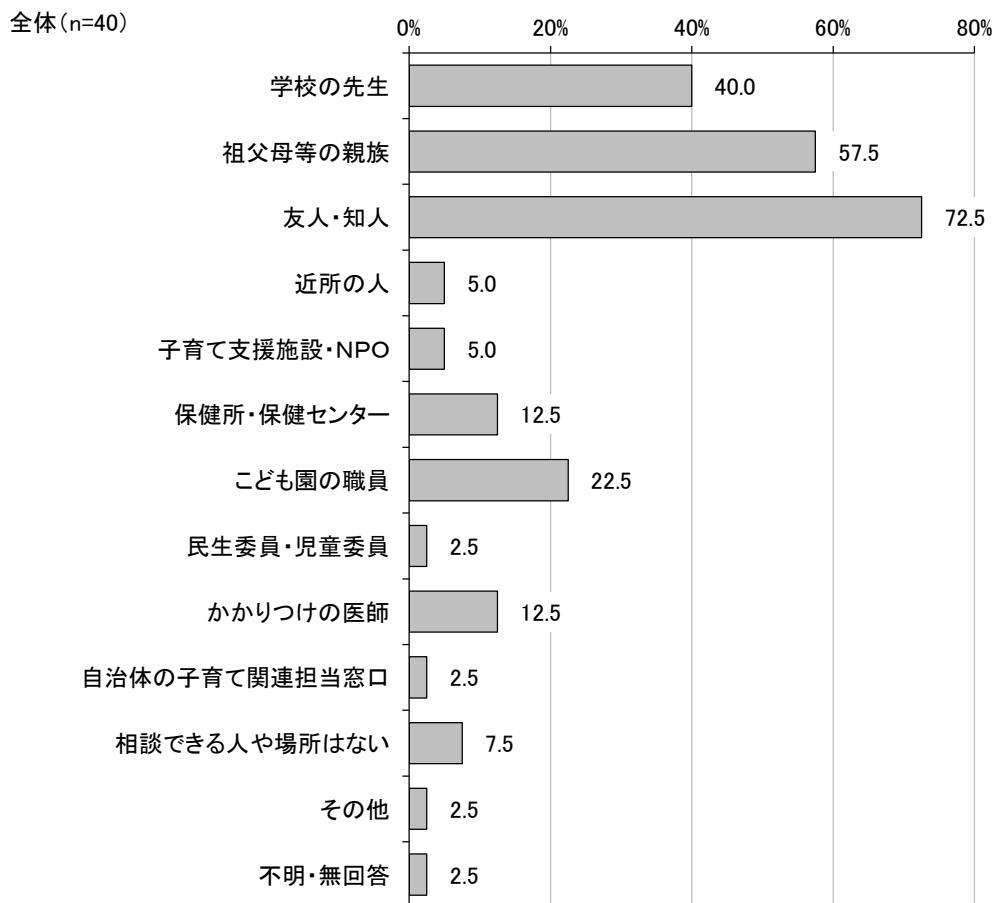
預かってもらう際の問題や不安についてみると、「祖父母等の身体的負担が心配である」が 61.1%と最も高く、次いで「祖父母等の時間的制約や精神的負担が心配である」が 47.2%、「親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」が 36.1%となっています。

全体(n=36)



## ○子育て(教育を含む)をする上で、気軽に相談できる人や相談できる場所(複数回答)

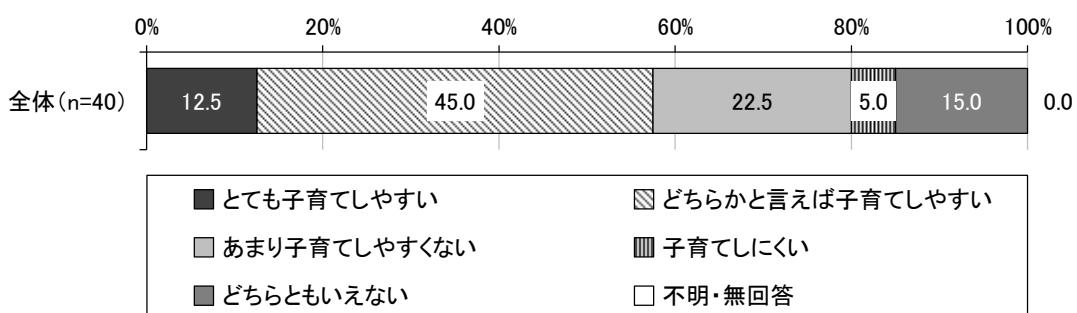
気軽に相談できる人や相談できる場所はあるかについてみると、「友人・知人」が 72.5% と最も高く、次いで「祖父母等の親族」が 57.5%、「学校の先生」が 40.0% となっています。



## ○那賀町は、子育てしやすいところだと思うか(単数回答)

那賀町は子育てしやすいところだと思うかについてみると、「どちらかと言えば子育てしやすい」が45.0%と最も高く、次いで「あまり子育てしやすくない」が22.5%、「どちらともいえない」が15.0%となっています。

地区別にみると、〔鷺敷地区〕では「どちらかと言えば子育てしやすい」が最も高くなっています。



### ■地区別クロス

上段:件数 下段:%		合計	とても子育てしやすい	どちらかと言えば子育てしやすい	あまり子育てしやすくない	子育てしにくい	どちらともいえない	不明・無回答
地区別	鷺敷地区	22 100.0	4 18.2	12 54.5	2 9.1	2 9.1	2 9.1	0 0.0
	相生地区	9 100.0	1 11.1	5 55.6	1 11.1	0 0.0	2 22.2	0 0.0
	上那賀地区	4 100.0	0 0.0	0 0.0	3 75.0	0 0.0	1 25.0	0 0.0
	木沢地区	1 100.0	0 0.0	0 0.0	100.0 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	木頭地区	4 100.0	0 0.0	1 25.0	2 50.0	0 0.0	1 25.0	0 0.0

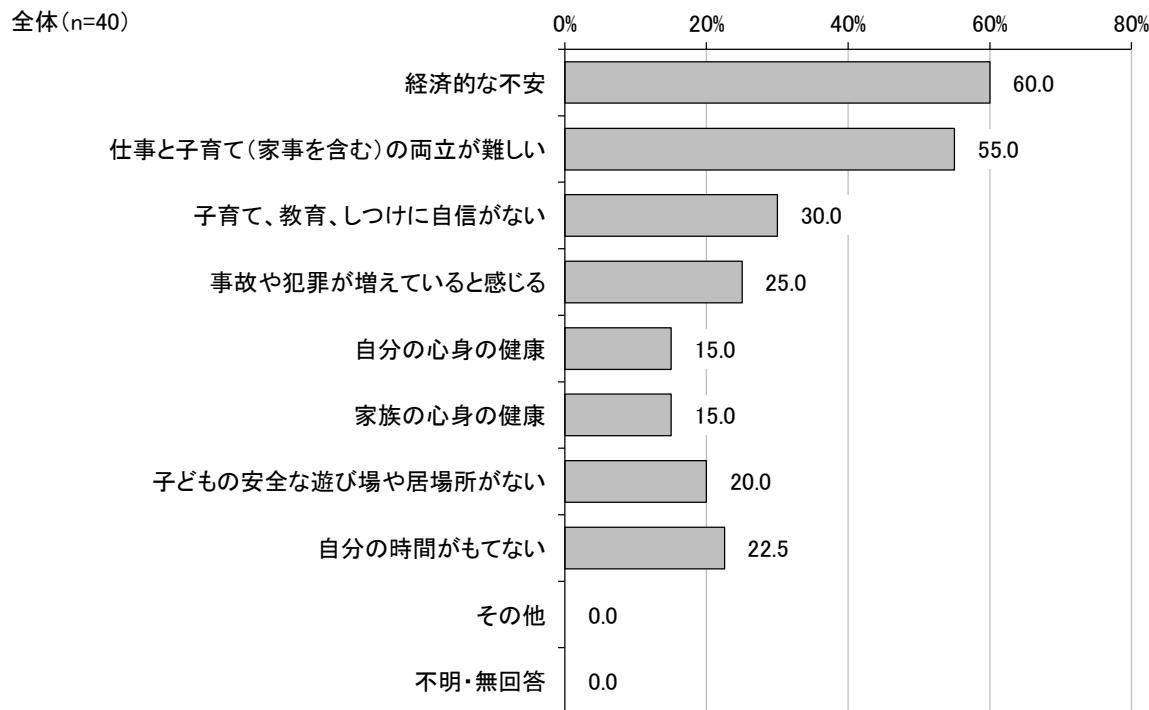
### ■年齢別クロス

上段:件数 下段:%		合計	とても子育てしやすい	どちらかと言えば子育てしやすい	あまり子育てしやすくない	子育てしにくい	どちらともいえない	不明・無回答
年齢別	1歳～2歳	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0
	3歳～5歳	7 100.0	0 0.0	4 57.1	1 14.3	0 0.0	2 28.6	0 0.0
	小学1年生	3 100.0	0 0.0	2 66.7	1 33.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	小学3年生	3 100.0	2 66.7	0 0.0	1 33.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	小学4年生	2 100.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 50.0	0 0.0
	小学5年生	3 100.0	0 0.0	2 66.7	1 33.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	小学6年生	1 100.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	中学生	1 100.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

※[0歳児][小学2年生][高校生及び高校生世代][年度末に19歳以上]はn=0のため省略

## ○子育てをする上で、不安や負担に感じていること(複数回答)

子育てをする上で、不安や負担に感じていることについてみると、「経済的な不安」が60.0%と最も高く、次いで「仕事と子育て(家事を含む)の両立が難しい」が55.0%、「子育て、教育、しつけに自信がない」が30.0%となっています。



## ■年齢別クロス

上段:件数 下段:%		合計	経済的な不安	仕事と子育て(家事を含む)の両立が難しい	子育て、教育、しつけに自信がない	事故や犯罪が増えていると感じる	自分の心身の健康
年齢別	1歳～2歳	2 100.0	2 100.0	2 100.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0
	3歳～5歳	7 100.0	3 42.9	5 71.4	2 28.6	1 14.3	1 14.3
	小学1年生	3 100.0	3 100.0	3 100.0	0 0.0	1 33.3	0 0.0
	小学3年生	3 100.0	0 0.0	2 66.7	1 33.3	1 33.3	1 33.3
	小学4年生	2 100.0	2 100.0	1 50.0	2 100.0	1 50.0	0 0.0
	小学5年生	3 100.0	3 100.0	2 66.7	2 66.7	1 33.3	1 33.3
	小学6年生	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	中学生	1 100.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

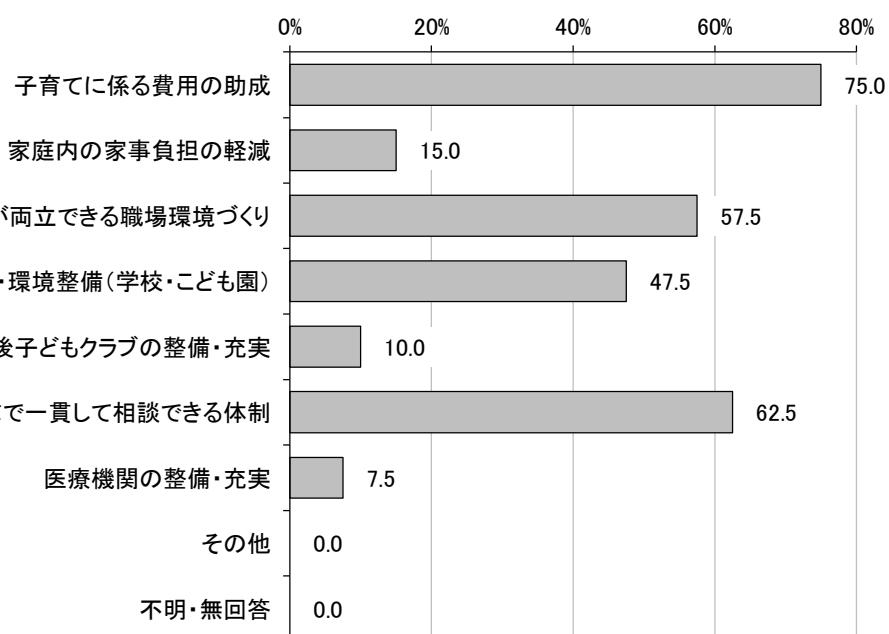
上段:件数 下段:%		合計	家族の心身の健康	子どもの安全な遊び場や居場所がない	自分の時間がもてない	その他	不明・無回答
年齢別	1歳～2歳	2 100.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0
	3歳～5歳	7 100.0	0 0.0	1 14.3	1 14.3	0 0.0	0 0.0
	小学1年生	3 100.0	0 0.0	2 66.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	小学3年生	3 100.0	0 0.0	1 33.3	1 33.3	0 0.0	0 0.0
	小学4年生	2 100.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0
	小学5年生	3 100.0	1 33.3	2 66.7	1 33.3	0 0.0	0 0.0
	小学6年生	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	中学生	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

※[0歳児] [小学2年生] [高校生及び高校生世代] [年度末に19歳以上]はn=0のため省略

○那賀町で子育てをする上で、支援をすすめてほしい、またはもっと拡充してほしいこと  
(複数回答)

那賀町で子育てをする上で進めてほしい、またはもっと拡充してほしい支援についてみると、「子育てに係る費用の助成」が 75.0%と最も高く、次いで「出産から子育てまで一貫して相談できる体制」が 62.5%、「仕事と家庭が両立できる職場環境づくり」が 57.5%となっています。

全体(n=40)



■年齢別クロス

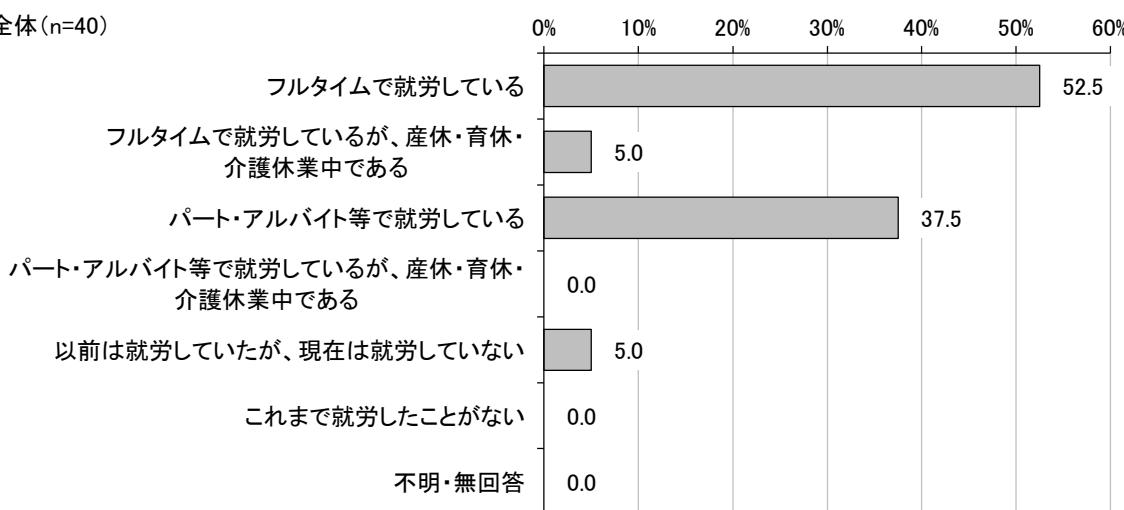
上段:件数 下段:%	合計	子育てに係る費用の助成	家庭内の家事負担の軽減	仕事と家庭が両立できる職場環境づくり	安全な施設・環境整備(学校・こども園)	放課後子どもクラブの整備・充実	出産から子育てまで一貫して相談できる体制	医療機関の整備・充実	その他	不明・無回答
年齢別	1歳～2歳	2 100.0	2 100.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0	1 50.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0
	3歳～5歳	7 100.0	6 85.7	1 14.3	5 71.4	3 42.9	0 0.0	6 85.7	0 0.0	0 0.0
	小学1年生	3 100.0	2 66.7	2 66.7	3 100.0	2 66.7	0 0.0	1 33.3	0 0.0	0 0.0
	小学3年生	3 100.0	1 33.3	0 0.0	2 66.7	2 66.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	小学4年生	2 100.0	2 100.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0
	小学5年生	3 100.0	2 66.7	1 33.3	2 66.7	2 66.7	1 33.3	3 100.0	0 0.0	0 0.0
	小学6年生	1 100.0	1 100.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	中学生	1 100.0	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0

※[0歳児][小学2年生][高校生及び高校生世代][年度末に19歳以上]はn=0のため省略

## ○児童の母親の就労状況(自営業・家族従事者含む)(単数回答)

母親の就労状況についてみると、「フルタイムで就労している」が 52.5%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労している」が 37.5%、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 5.0%となっています。

全体(n=40)

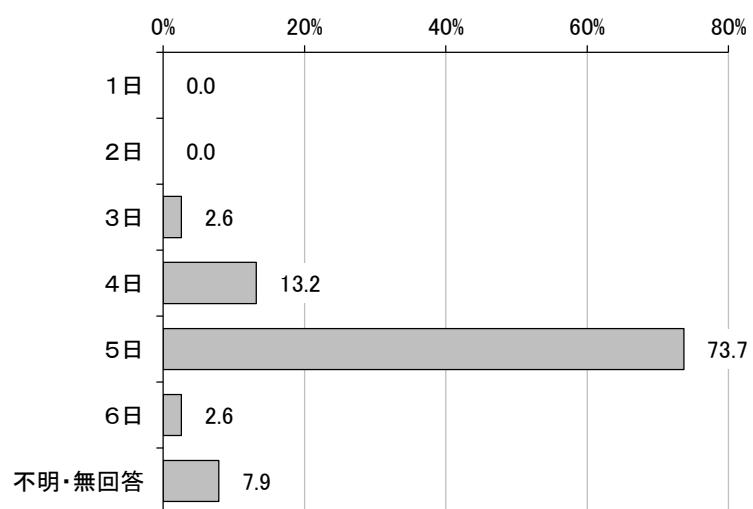


「フルタイムで就労している」～「パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である」と回答された方

## ○1週間の就労日数(数量回答)

就労日数についてみると、「5日」が 73.7%と最も高く、次いで「4日」が 13.2%、「3日」「6日」が 2.6%となっています。

全体(n=38)

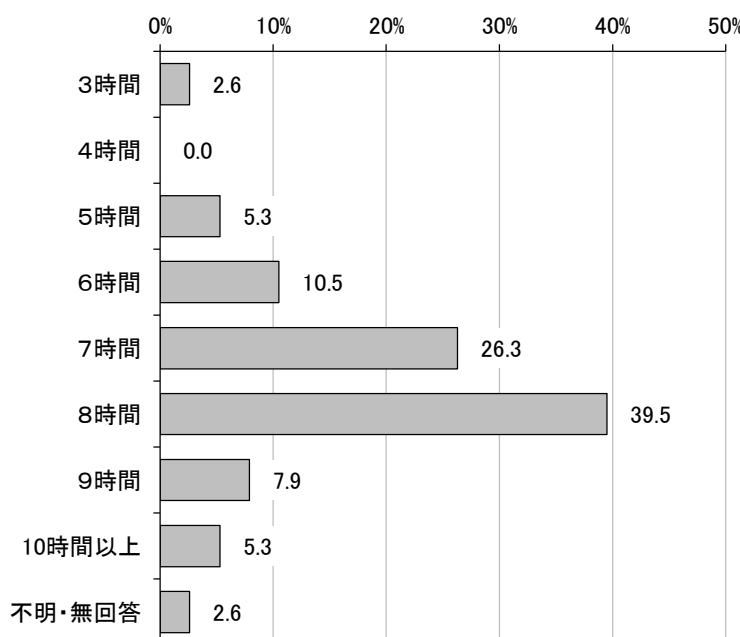


「フルタイムで就労している」～「パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である」と回答された方

### ○1日の就労時間(数量回答)

就労時間についてみると、「8時間」が39.5%と最も高く、次いで「7時間」が26.3%、「6時間」が10.5%となっています。

全体(n=38)

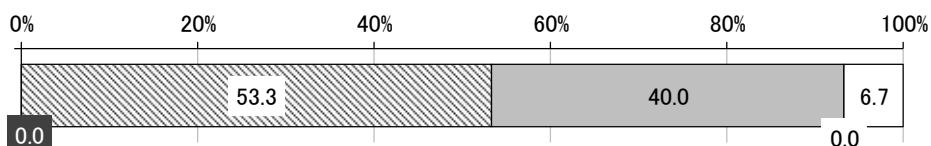


「パート・アルバイト等で就労している」「パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である」と回答された方

### ○フルタイムへの転換希望の有無(单数回答)

フルタイムへの転換希望についてみると、「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が53.3%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望する」が40.0%となっています。

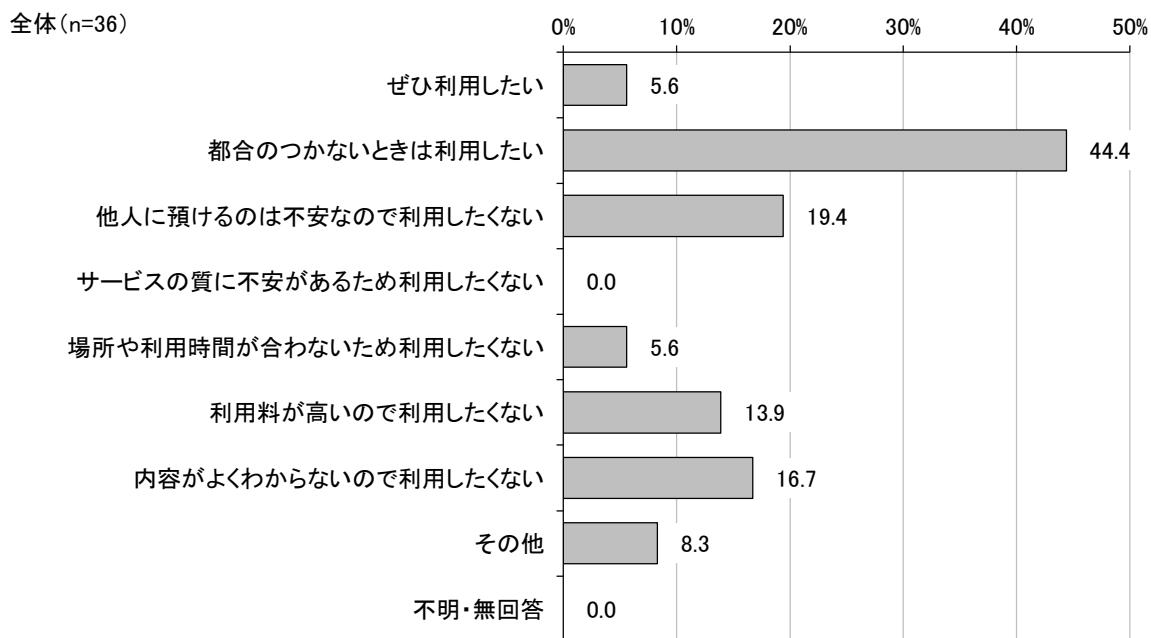
全体(n=15)



- フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある
- フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない
- パート・アルバイト等の就労を続けることを希望する
- パート・アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい
- 不明・無回答

○那賀町で令和7年1月から実施する『病児・病後児預かりサービス』の利用意向  
(複数回答)

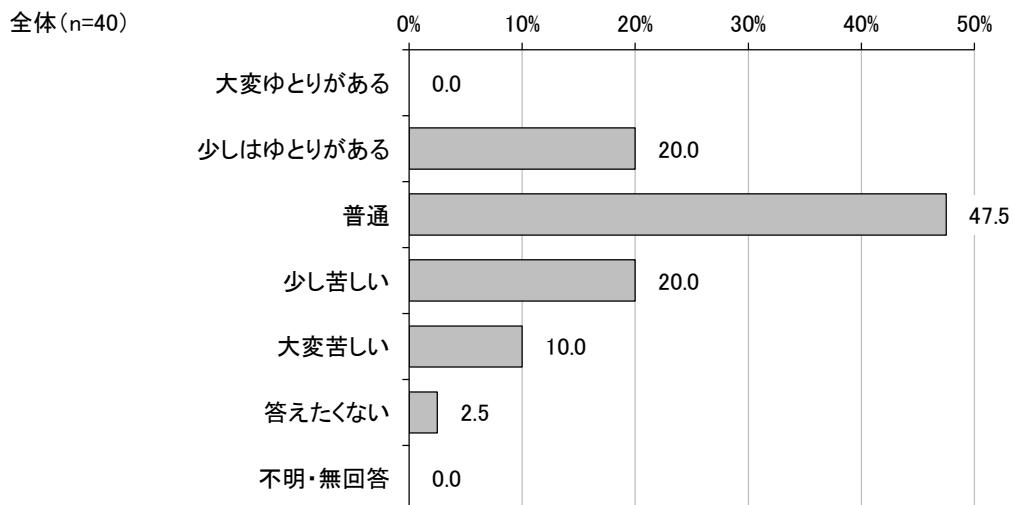
『病児・病後児預かりサービス』を利用したいかについてみると、「都合のつかないときは利用したい」が 44.4%と最も高く、次いで「他人に預けるのは不安なので利用したくない」が 19.4%、「内容がよくわからないので利用したくない」が 16.7%となっています。



## ○世帯の現在の暮らし向きについて(単数回答)

世帯の現在の暮らし向きについてみると、「普通」が47.5%と最も高く、次いで「少しはゆとりがある」「少し苦しい」が20.0%となっています。

世帯別にみると、〔親子のみ（核家族）〕では「普通」が最も高くなっています。

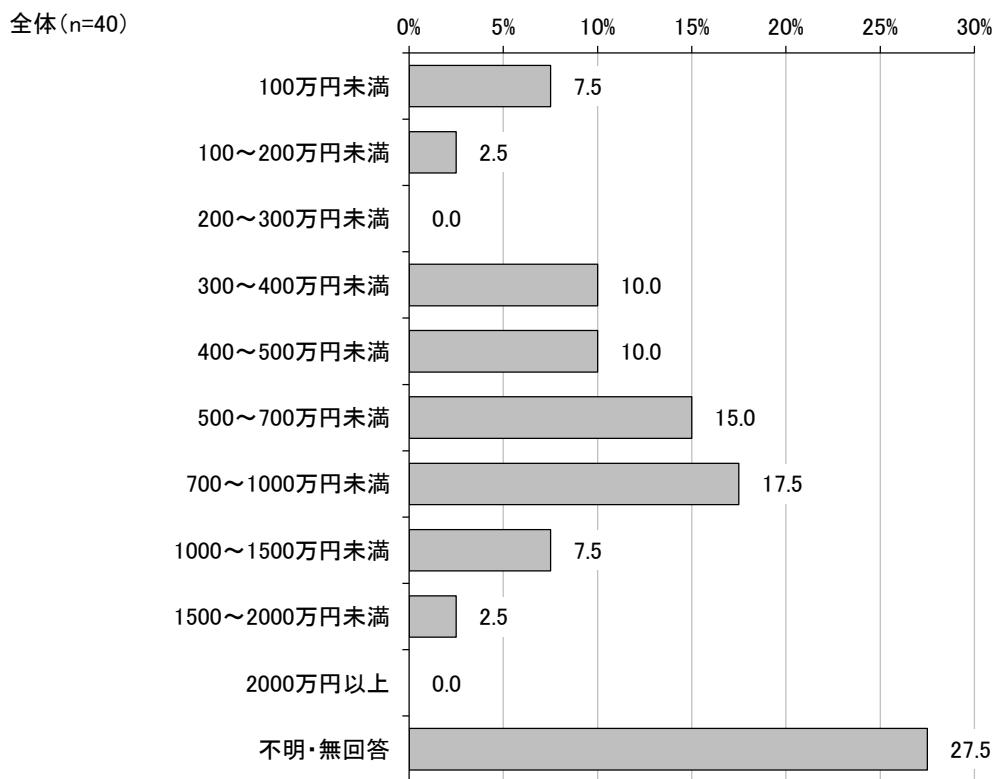


## ■世帯別クロス

上段:件数 下段:%		合計	大変ゆとりがある	少しはゆとりがある	普通	少し苦しい	大変苦しい	答えたたくない	不明・無回答
世帯別	親子のみ(核家族)	31	0	4	16	6	4	1	0
		100.0	0.0	12.9	51.6	19.4	12.9	3.2	0.0
	祖父母等と同居 (3世代以上の家族)	9	0	4	3	2	0	0	0
		100.0	0.0	44.4	33.3	22.2	0.0	0.0	0.0

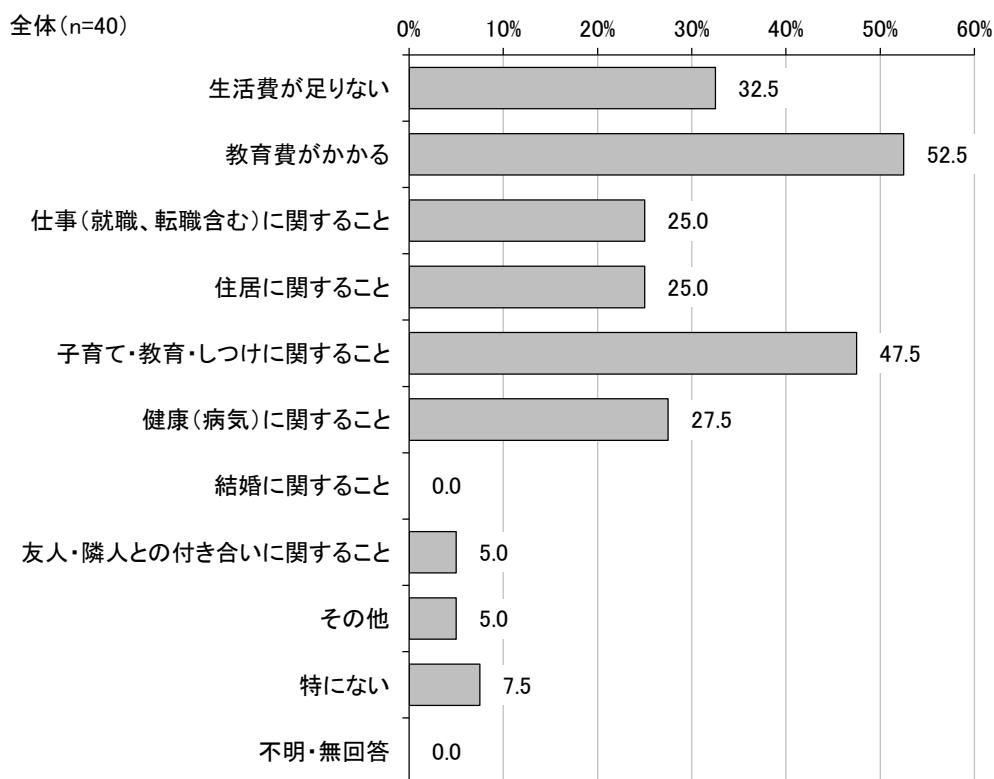
## ○回答者の家族世帯全員の合計収入額(2024年)について(数量回答)

世帯全員の合計収入額についてみると、「700～1000万円未満」が17.5%と最も高く、次いで「500～700万円未満」が15.0%、「300～400万円未満」「400～500万円未満」が10.0%となっています。



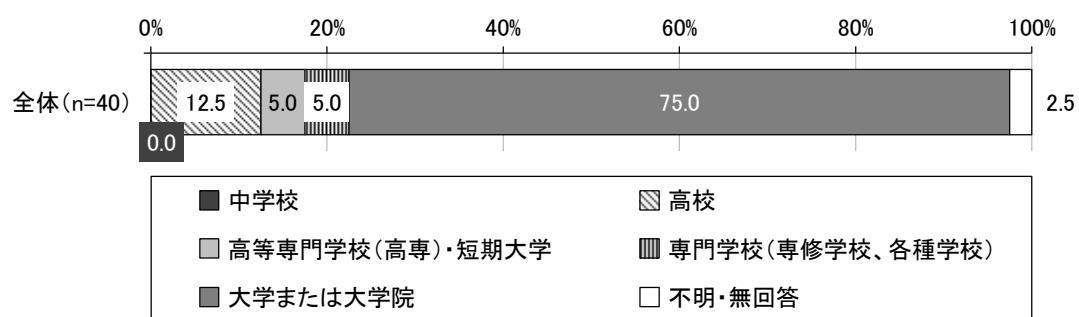
## ○生活する上での不安や悩みの有無(複数回答)

生活する上で持っている不安や悩みについてみると、「教育費がかかる」が 52.5%と最も高く、次いで「子育て・教育・しつけに関するこ」が 47.5%、「生活費が足りない」が 32.5%となっています。



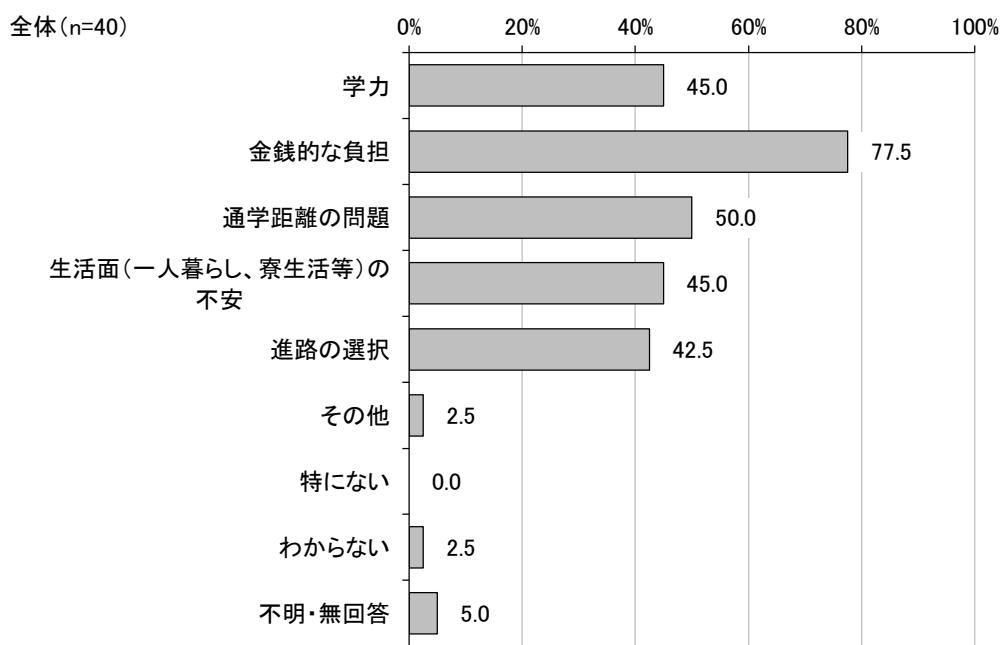
## ○こどもの将来的な進学希望(単数回答)

進学希望についてみると、「大学または大学院」が 75.0%と最も高く、次いで「高校」が 12.5%、「高等専門学校(高専)・短期大学」「専門学校(専修学校、各種学校)」が 5.0%となっています。



## ○こどもの進学について、最も心配なこと(複数回答)

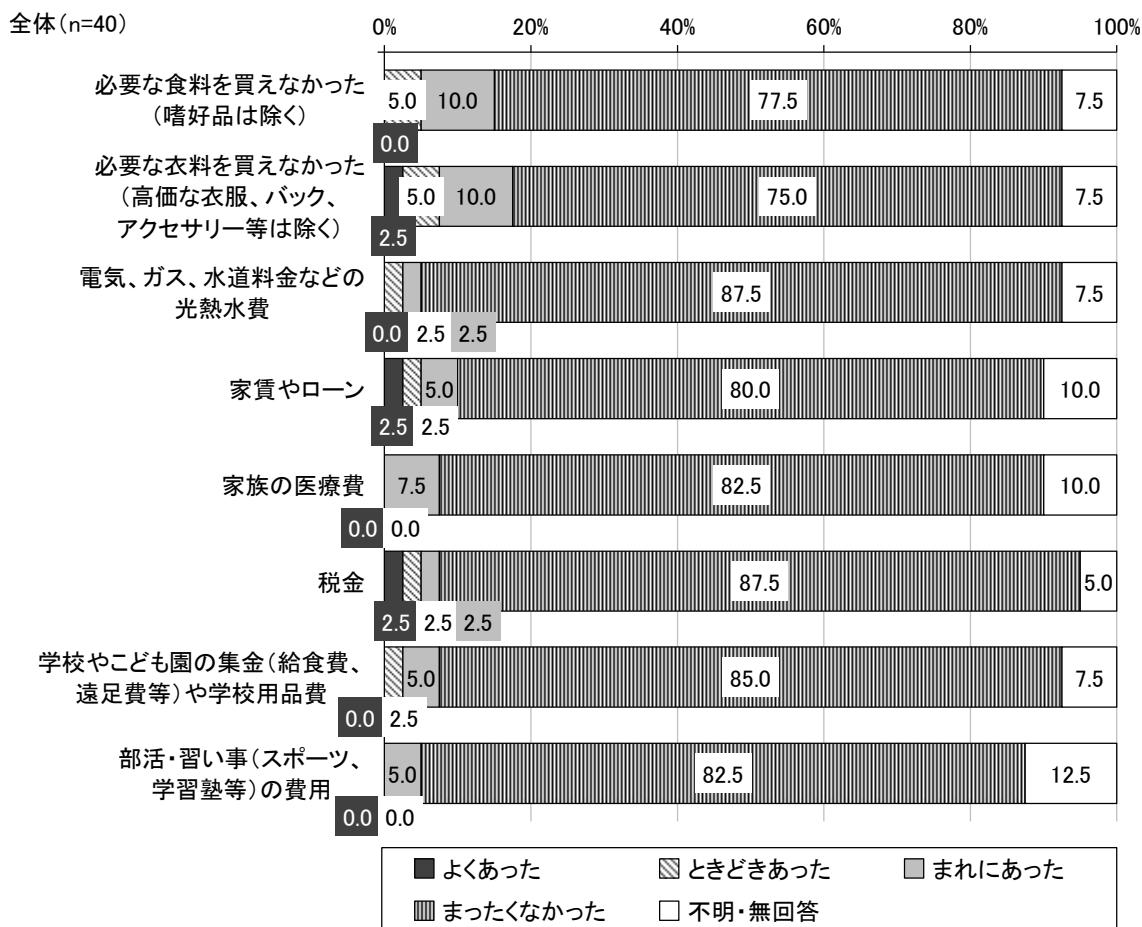
進学させるときの最も心配なことについてみると、「金銭的な負担」が 77.5%と最も高く、次いで「通学距離の問題」が 50.0%、「学力」「生活面（一人暮らし、寮生活等）の不安」が 45.0%となっています。



○過去1年間における、必要なものが買えなかったり、支払いが遅れたり、支払えなかったことの有無(単数回答)

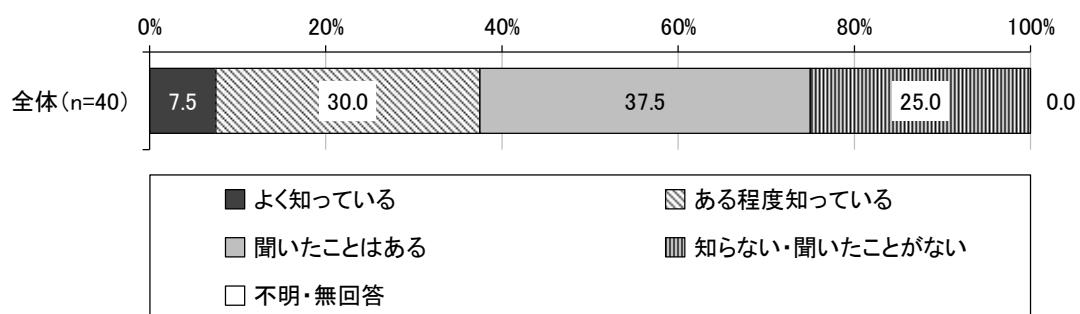
すべての項目で「まったくなかった」が最も高くなっています。

[必要な食料を買えなかった (嗜好品は除く)] [必要な衣料を買えなかった (高価な衣服、バック、アクセサリー等は除く)]についてみると、『あった』(「よくあった」+「ときどきあった」+「まれにあった」の合計)が1割台後半と他の項目と比べて高くなっています。



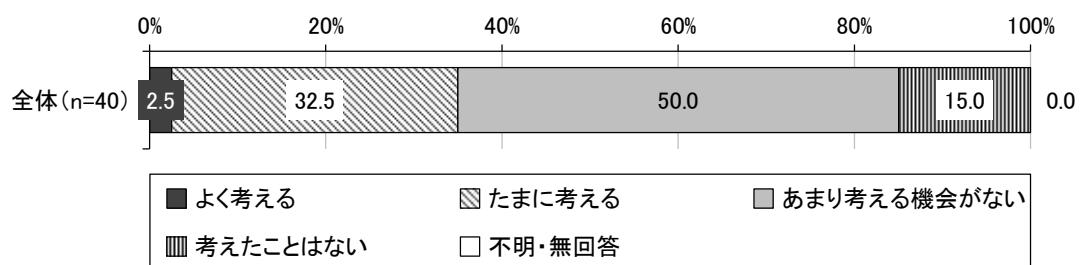
## ○『子どもの権利』についての認知度(単数回答)

『子どもの権利』について知っているかについてみると、「聞いたことはある」が 37.5% と最も高く、次いで「ある程度知っている」が 30.0%、「知らない・聞いたことがない」が 25.0% となっています。



## ○『子どもの権利』について考える事機会について(単数回答)

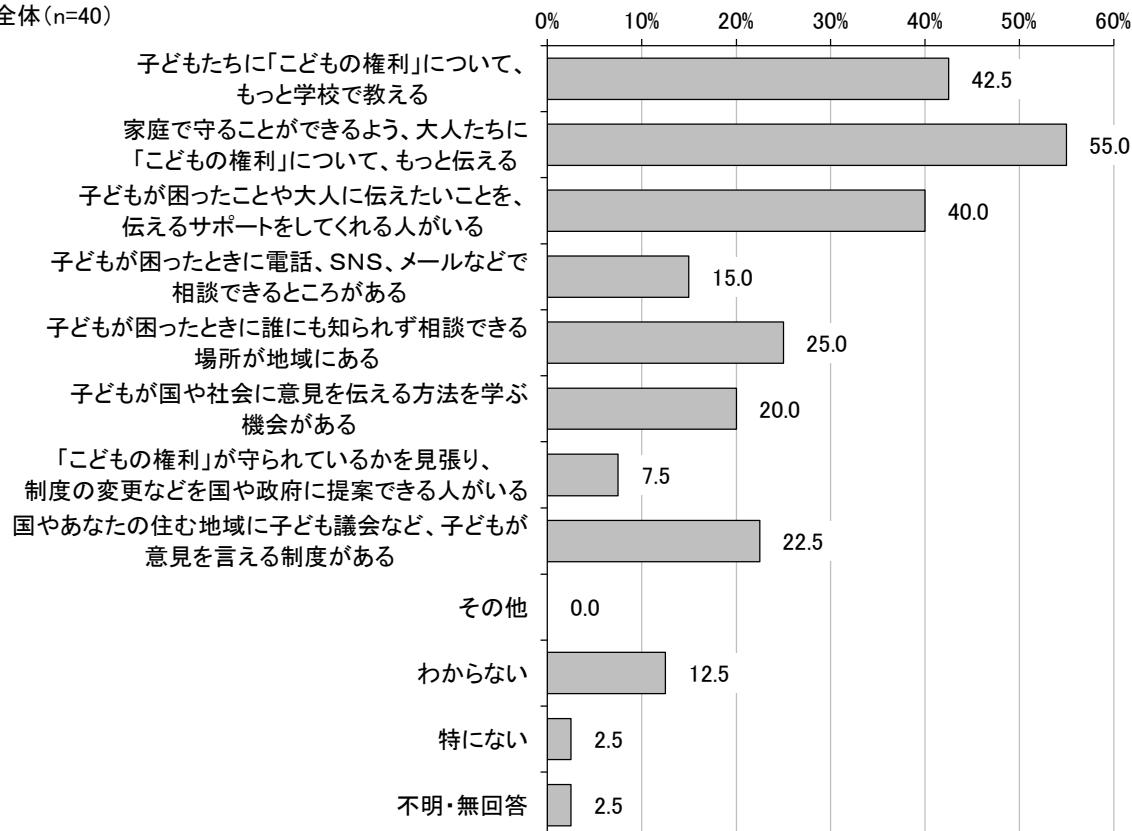
『子どもの権利』について考える事があるかについてみると、「あまり考える機会がない」が 50.0% と最も高く、次いで「たまに考える」が 32.5%、「考えたことはない」が 15.0% となっています。



## ○『子どもの権利』を守るために、必要な仕組み(複数回答)

『子どもの権利』を守るために、あるといふと思う仕組みについてみると、「家庭で守ることができるよう、大人たちに『子どもの権利』について、もっと伝える」が55.0%と最も高く、次いで「子どもたちに『子どもの権利』について、もっと学校で教える」が42.5%、「子どもが困ったことや大人に伝えたいことを、伝えるサポートをしてくれる人がいる」が40.0%となっています。

全体(n=40)



## (5)子育て支援アンケート追加調査(令和7年度)

### ① アンケート調査の目的

本調査は、前年度の子育て支援アンケート結果を踏まえ、小・中学生までのこどもを持つ世帯の生活実態や、子育て環境に対する課題やニーズをより深く把握し、子育て支援施策の見直しや充実につなげることを目的として実施しました。

### ② アンケート調査の実施概要

- 調査対象：町内在住の「就学前～小・中学生児童/生徒」をお持ちの世帯・保護者
- 抽出方法：住民基本台帳による該当者抽出
- 調査方法：調査依頼書の送付による紙回答
- 調査期間：令和7年7月3日～令和7年7月18日
- 回収結果：

標本数（配布数）	有効回収数	有効回収率
265 件	227 件	85.7%

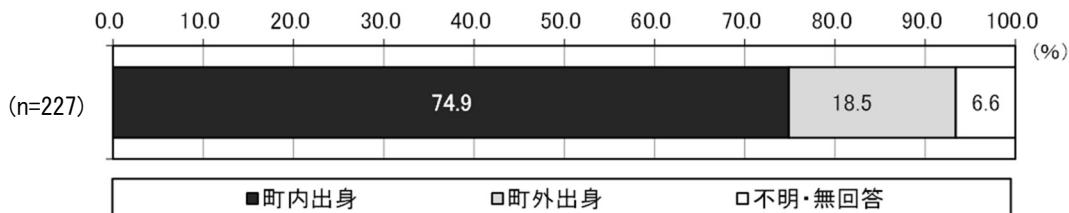
### ③ 報告書の見方

- ◇回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- ◇複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- ◇図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- ◇図表中の「n (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- ◇本文中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。

#### ④ アンケート調査の結果

##### ○あなたや家族の出身について（単数回答）

回答者の出身は「町内出身」が74.9%と最も高く、次いで「町外出身」が18.5%となっています。

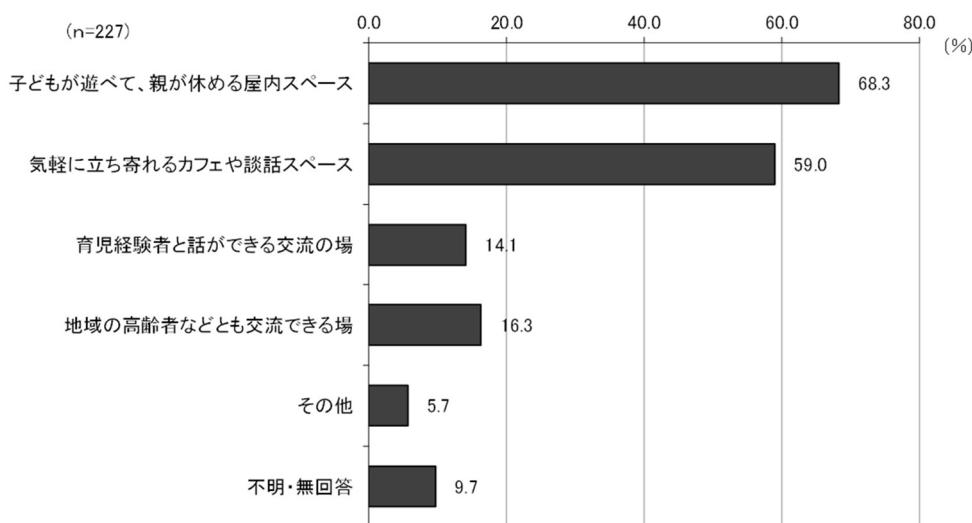


##### ○子育てや家庭生活の中で、「こういう支援や制度があつたら助かる」と思うこと (自由回答)

支援や制度理由【多かった意見TOP3】43件中
<b>1. 給食費の無償化</b> 「給食費の無償化」／「給食費免除」「など、同趣旨の記述が多数ありました。「制服購入費助成（所得制限なし）」／「学習教材の無償化」とセットで書かれている例もありましたが、最も繰り返し出てきたのは給食費でした。
<b>2. 交通費・通学費の補助（バス定期券やガソリン代）</b> 阿南の高校へ通う場合のバス定期券補助に関する記述が複数。／「中学・高校で町外に通う交通費補助」／「通学・習い事送迎のガソリン代補助」なども多く、町外進学や習い事への移動負担を軽減してほしいという声が目立ちました。
<b>3. 現金・商品券・子育て支援券などの経済的支援</b> 「現金給付」／「商品券の再配布」／「子育て応援券の継続的支給」など、直接的な金銭的援助を求める意見が多くありました。特に「一度きりでなく継続的に」「町外移住者だけでなく町内在住家庭にも」という要望が繰り返し書かれていました。

## ○親子で気軽に集まれる「居場所」に必要なもの（複数回答）

親子の居場所として必要なものは、「子どもが遊べて、親が休める屋内スペース」が 68.3% と最も高く、次いで「気軽に立ち寄れるカフェや談話スペース」が 59.0% となっています。



## ○こんな地域資源(人・場所・自然)を活かせば、子育てに役立つのではないかと思うアイデア (自由回答)

地域資源（人・場所・自然）を活かせば、子育てに役立つのではないかと思うアイデア （自由回答）	
地域資源（人・場所・自然）を活かせば、子育てに役立つのではないかと思うアイデア （自由回答）	
【多かった意見 TOP 3】73 件中	
<b>1. 自然を活かした体験・遊びの場づくり</b>	
川遊び、虫とり、山や川を活かした活動、キャンプ、釣り堀、山菜や野草の学びなど。 那賀町の自然環境を活かした遊びや学びの場をこどもと家族が体験できるようにしたいという意見が最も多く寄せられています。	
<b>2. 空き家・廃校・使われていない公共施設の活用</b>	
空き家の居場所づくり、廃校を活かした遊び場や喫茶、農家と協働したこども農園、アリーナや野外活動センターの活用、体育館を使った新しい活動など。 既存の建物や施設をこどもの居場所や活動拠点として活用したいという意見が多く見られました。	
<b>3. 木のおもちゃ美術館とその周辺の環境整備・活用</b>	
「木のおもちゃ美術館周辺の公園整備、飲食場所の不足への対応、子育て支援センターとの連携など。 木のおもちゃ美術館を核に、子育て世帯の活動拠点や交流の場として広げていく提案が複数挙がりました。」	

## (6)若者の意識や生活に関する調査

### ① アンケート調査の目的

本調査は、16～39歳までの町民の皆様の普段の生活や考え方についてお伺いし、計画策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

### ② アンケート調査の実施概要

- 調査対象：町内在住の16～39歳の方（世帯）
- 抽出方法：住民基本台帳による該当者抽出
- 調査方法：調査依頼書の送付によるWEB回答
- 調査期間：令和6年9月5日～令和6年9月30日
- 回収結果：

標本数（配布数）	有効回収数	有効回収率
944件	88件	9.32%

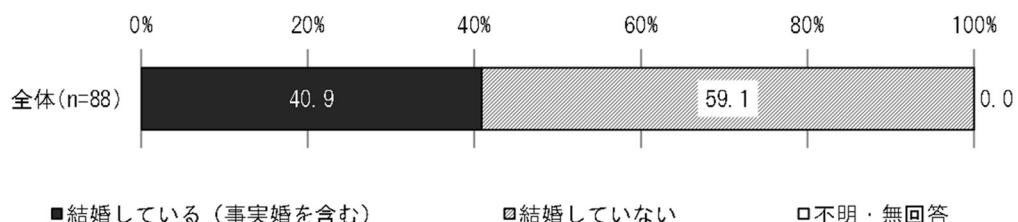
### ③ 報告書の見方

- ◇回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- ◇複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- ◇図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- ◇図表中の「n (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- ◇本文中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。

#### ④ アンケート調査の結果

##### ○婚姻状況について(単数回答)

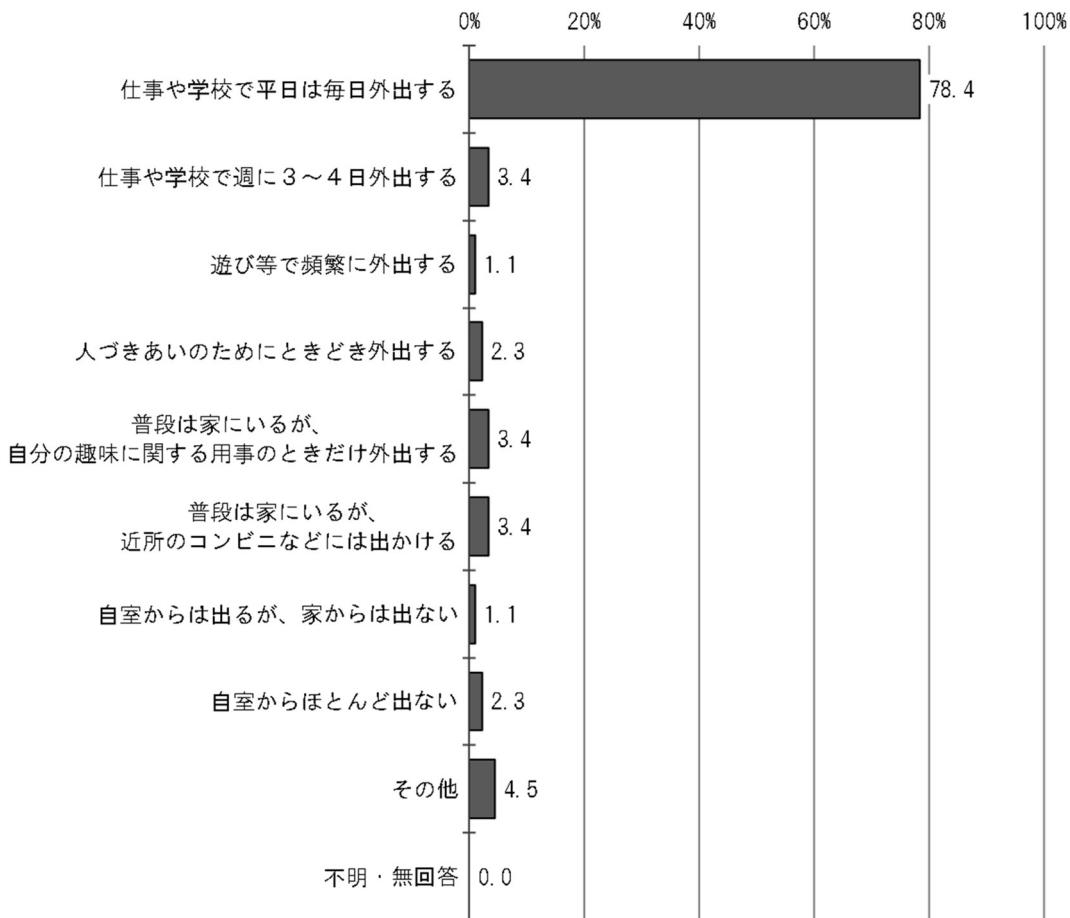
全体では「結婚していない」が 59.1%と最も高く、次いで「結婚している（事実婚を含む）」が 40.9%となっています。



##### ○普段の外出状況について(単数回答)

全体では「仕事や学校で平日は毎日外出する」が 78.4%と最も高く、次いで「その他」が 4.5%、「仕事や学校で週に 3～4 日外出する」「普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する」「普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」が並んで 3.4%となっています。

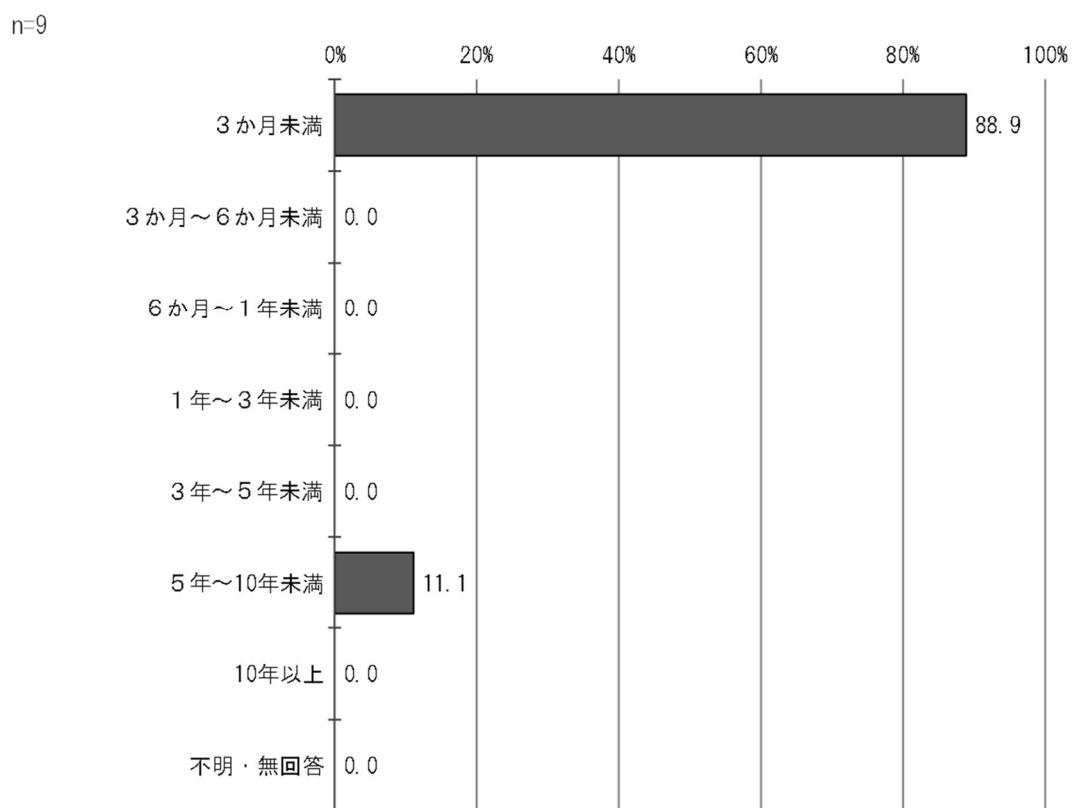
n=88



「普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する」「普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」「自室からは出るが、家からは出ない」「自室からほとんど出ない」のいずれかに答えた方

#### ○外出状況が現在の状態となっての経過年数(単数回答)

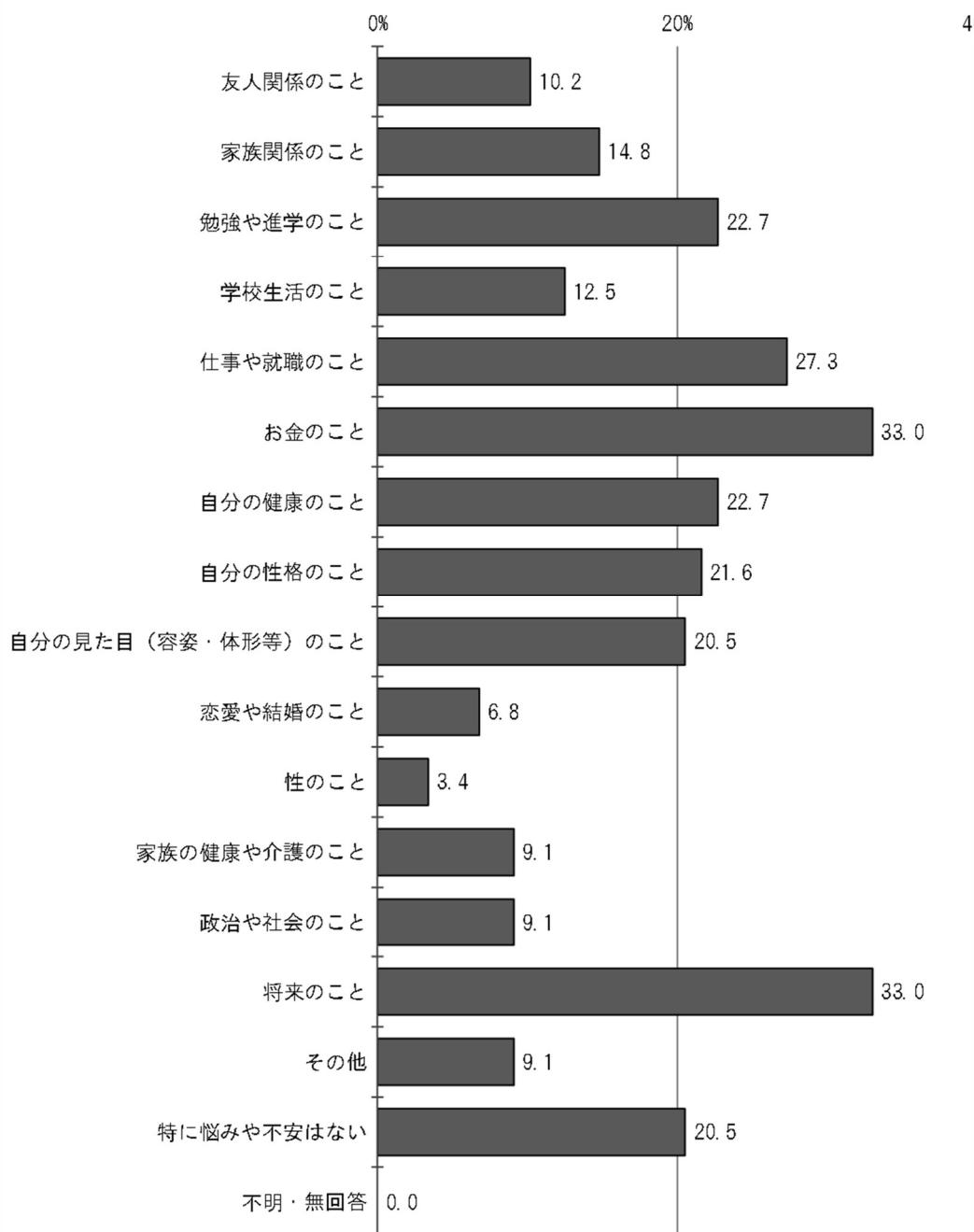
全体では「3か月未満」が88.9%と最も高く、次いで「5年～10年未満」が11.1%となっています。



## ○現在、悩んでいることや不安に感じていることの有無(複数回答)

全体では「お金のこと」「将来のこと」が並んで33.0%と最も高く、次いで「仕事や就職のこと」が27.3%となっています。

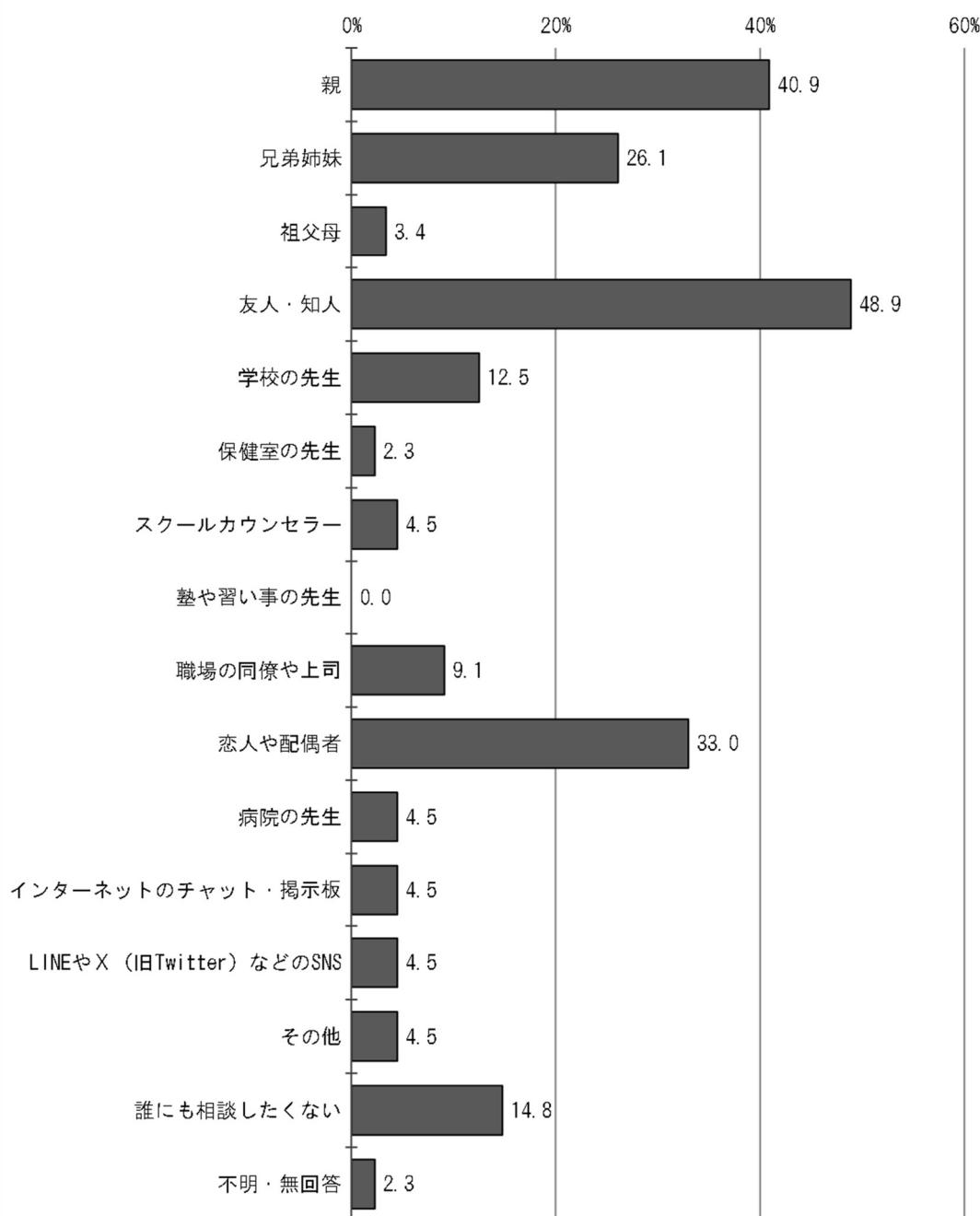
n=88



## ○悩みや不安を感じたときの相談先(複数回答)

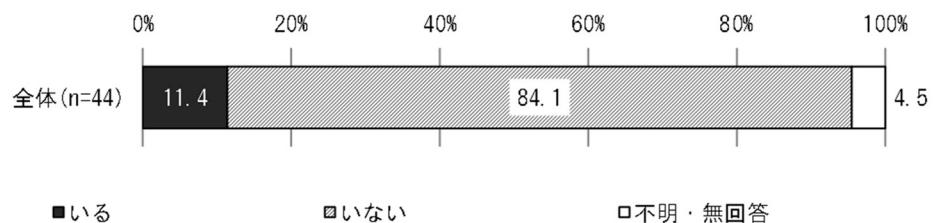
全体では「友人・知人」が48.9%と最も高く、次いで「親」が40.9%、「恋人や配偶者」が33.0%となっています。

n=88



## ○家族の中におけるお世話をしている人の有無(単数回答)

全体では「いない」が84.1%と最も高く、次いで「いる」が11.4%となっています。

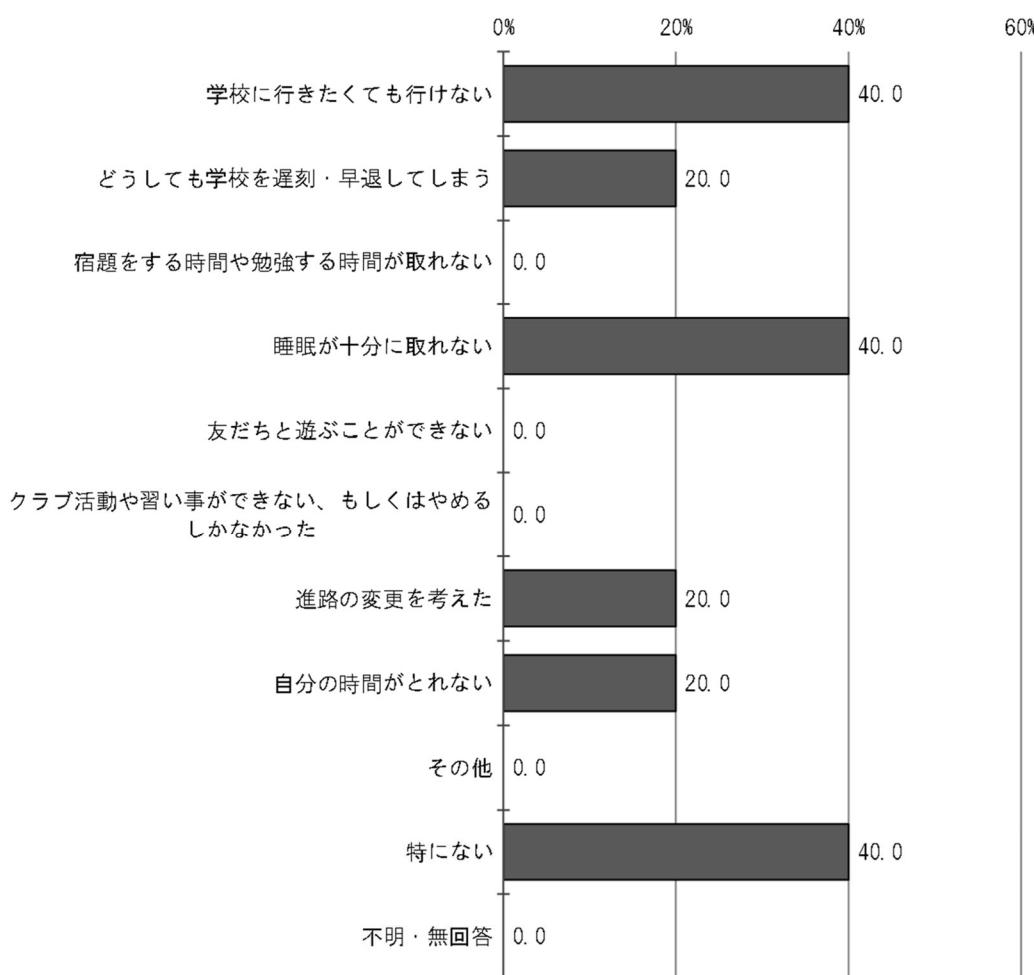


## 「いる」と答えた方

### ○お世話をしていることで、やりたいけど、できていないこと(複数回答)

全体では「学校に行きたくても行けない」「睡眠が十分に取れない」「特がない」が並んで40.0%と最も高くなっています。

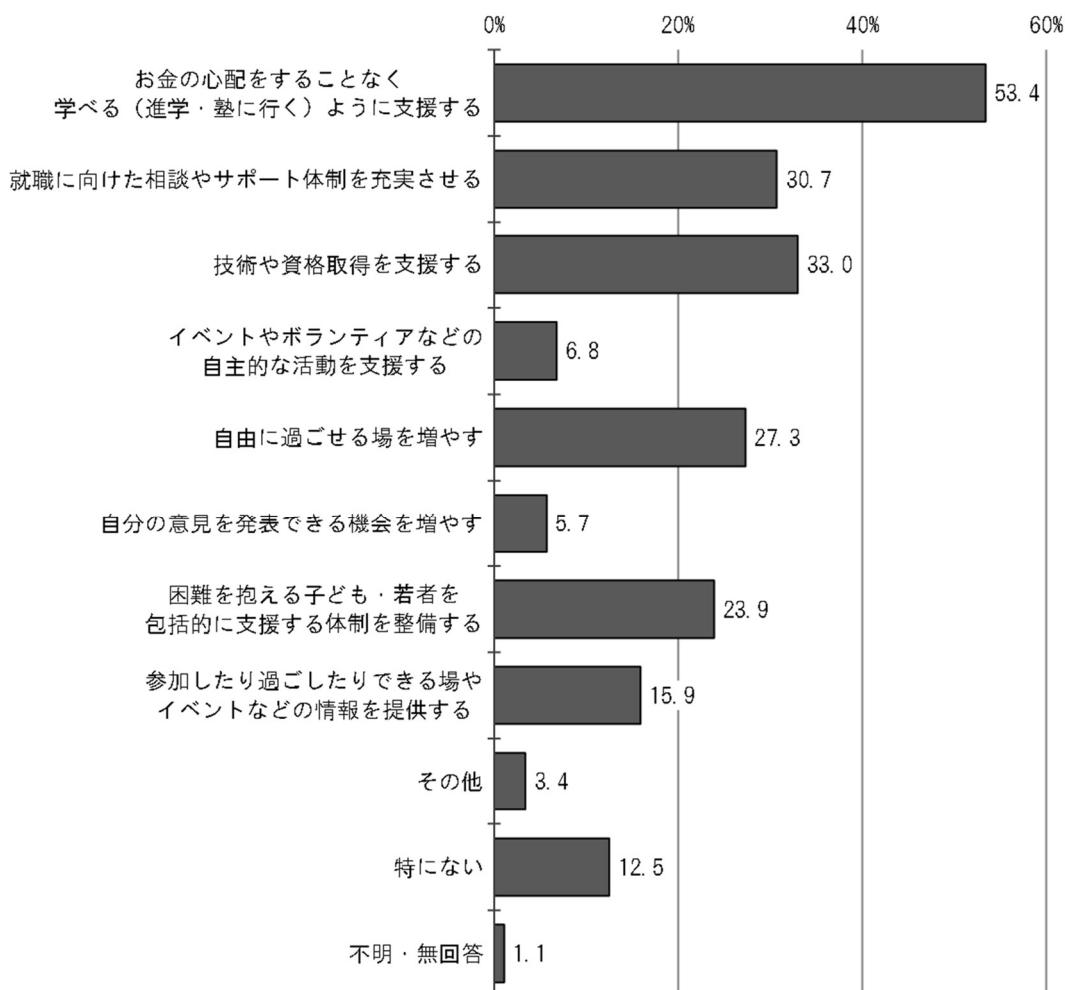
n=5



## ○これから子ども・若者のために、那賀町に必要な取組(複数回答)

全体では「お金の心配をすることなく学べる（進学・塾に行く）ように支援する」が53.4%と最も高く、次いで「技術や資格取得を支援する」が33.0%、「就職に向けた相談やサポート体制を充実させる」が30.7%となっています。

n=88



## (7) 子どもの意識や生活に関する調査

### ① アンケート調査の目的

本調査は、町民の小学5年生～中学3年生の普段の生活や考えについてお伺いし、計画策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

### ② アンケート調査の実施概要

- 調査対象：町内在住の「小学5年生～中学3年生」の児童・生徒
- 抽出方法：住民基本台帳による該当者抽出
- 調査方法：学校への調査依頼書の送付による紙回答
- 調査期間：令和7年6月9日～令和7年6月30日
- 回収結果：

標本数（配布数）	有効回収数	有効回収率
197件	187件	94.4%

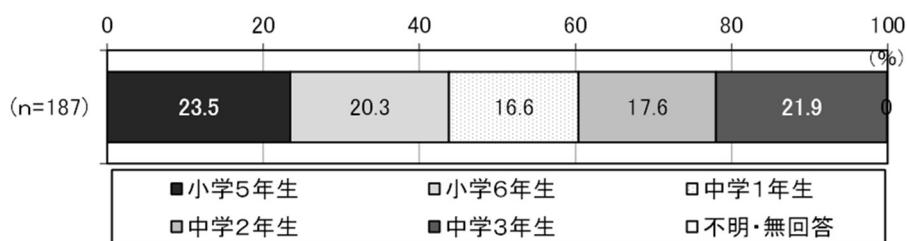
### ③ 報告書の見方

- ◇回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- ◇複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- ◇図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- ◇図表中の「n (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- ◇本文中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。

#### ④ アンケート調査の結果

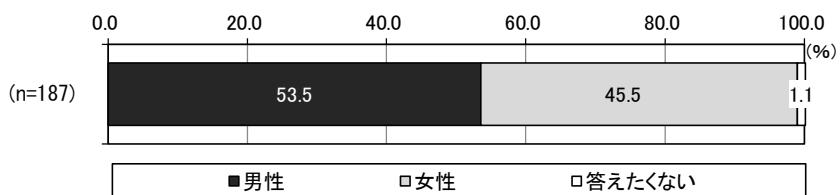
##### ○学年について(単数回答)

「小学5年生」が23.5%と最も高く、次いで「中学3年生」が21.9%、「小学6年生」が20.3%となっています。



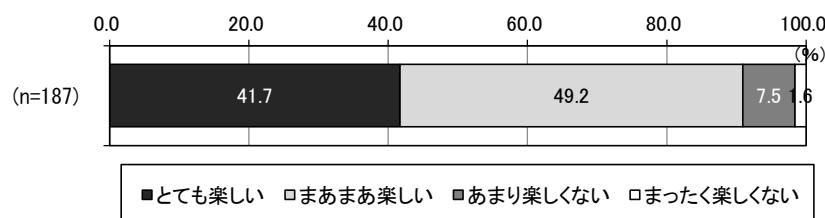
##### ○性別について(単数回答)

「男性」が53.5%と最も高く、次いで「女性」が45.5%となっています。



## ○学校は楽しいですか(単数回答)

「まあまあ楽しい」が49.2%と最も高く、次いで「とても楽しい」が41.7%となっています。学年別学校は楽しいですかでは、小学5年生・中学3年生は「とても楽しい」、小学6年生・中学1年生・中学2年生は「まあまあ楽しい」が最も高くなっています。

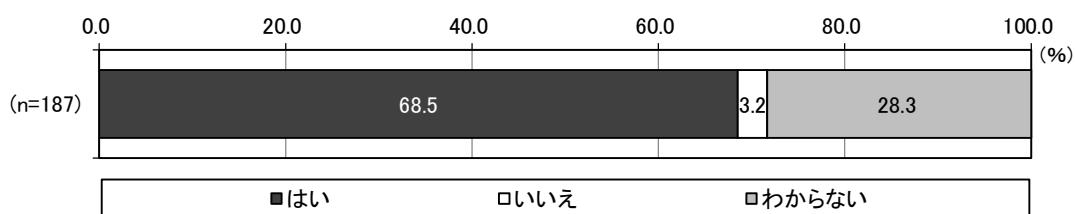


## クロス回答(楽しさ×学年別)

		とても楽しい	まあまあ楽しい	あまり楽しくない	まったく楽しくない	不明・無回答
单位 : %						
全体 (n=187)		41.7	49.2	7.5	1.6	0.0
年代別	小学5年生 (n=44)	61.4	34.1	4.5	0.0	0.0
	小学6年生 (n=38)	23.7	68.4	7.9	0.0	0.0
	中学1年生 (n=31)	45.2	48.4	3.2	3.2	0.0
	中学2年生 (n=33)	18.2	54.5	21.2	6.0	0.0
	中学3年生 (n=41)	53.7	43.9	2.4	0.0	0.0

## ○学校や地域で安心してすごせる場所はありますか(単数回答)

「はい」が68.5%と最も高く、次いで「わからない」が28.3%となっています。学年別では、すべての学年で「はい」と回答した割合が最も高くなっています。

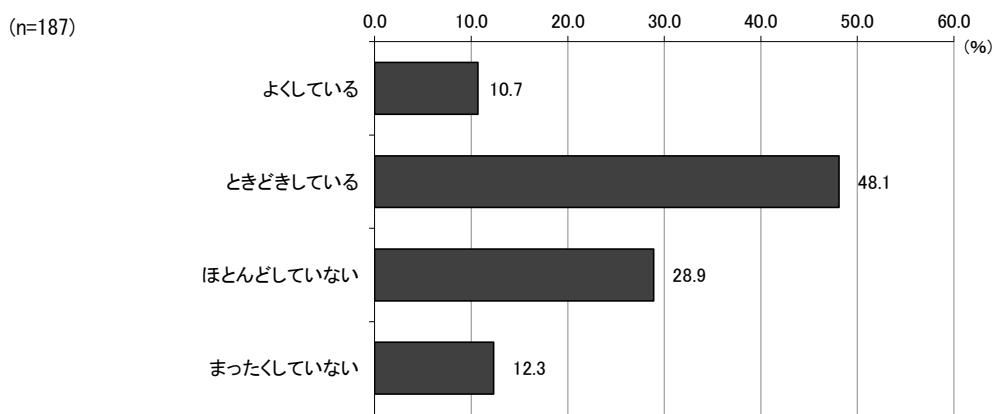


## クロス回答(楽しさ×学年別)

		は い	い い え	わ か ら な い	不 明 ・ 無 回 答
单位 : %					
全体 (n=187)		68.5	3.2	28.3	0.0
年代別	小学5年生 (n=44)	77.3	6.8	15.9	0.0
	小学6年生 (n=38)	68.4	2.6	28.9	0.0
	中学1年生 (n=31)	77.4	3.2	19.3	0.0
	中学2年生 (n=33)	48.5	9.1	42.4	0.0
	中学3年生 (n=41)	63.4	0.0	36.6	0.0

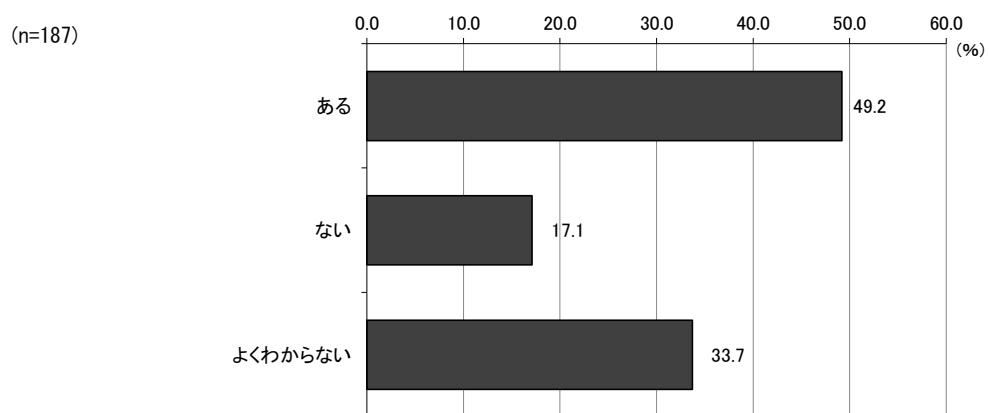
○あなたは家の中で誰かの世話(食事づくり、そうじ、病気や家族の介助など)をよくして  
いますか(単数回答)

「ときどきしている」が48.1%と最も高く、次いで「ほとんどしていない」が28.9%  
となっています。



○「子どもの権利(子どもも大人と同じように大切にされることや、意見をいうことなど)」  
について、聞いたことがありますか(単数回答)

「ある」が49.2%と最も高く、次いで「よくわからない」が33.7%となっています。



## (8)本町の現状や課題の整理

統計資料、アンケート調査、ヒアリング調査等を踏まえ、那賀町で考えられるキーワードを4つ挙げ、キーワードごとに課題をとりまとめて計画の方向性を定めます。



### (1) こどもの今

現状  
課題

- 学校が「楽しい」と感じているこどもは9割以上であり、安心して過ごせる場所があると感じているこどもも約7割います。一方で、約3割は安心できる場所がわからないと答えており、こどもによって体験環境や居場所の格差があると考えられます。
- 家庭で家族の世話（食事づくり、そうじ、介助など）をしているこどもが約5割おり、家事・介護などの負担を担っている可能性があります。家庭の事情を理解しながら、こどもの生活や学びを支える仕組みが必要です。
- 「こどもの権利」について聞いたことのあるこどもは約5割であり、権利への理解は十分とは言えません。自分の意見や気持ちを伝える力を育てる学びの機会が求められます。

今後の方向性

こどもが安心して過ごせる居場所と、信頼できる人とのつながりを広げていきます。また、こどもの負担や悩みに早く気づき、支援につなげられる体制を整えていきます。自分の気持ちや考えを言葉にして伝える力を育てる学びを充実させ、学年や地域を超えて交流や体験の機会を広げていきます。

## (2) 家庭の今

現状  
課題

- 子育てで不安に感じていることは「経済的な不安」が6割、「仕事と子育ての両立」が5割以上となっています。世帯収入では「300～400万円未満」「400～500万円未満」が中心であり、教育費や生活費の負担感が大きい状況です。
- 子育てを支える人としては、「祖父母等の親族」が6割以上を占めており、家庭内での支え合いが中心となっています。一方で、祖父母の身体的・精神的な負担を心配する声も多く、既にある地域の支援の仕組みを、今後さらに活用しやすくし、家庭だけに負担が偏らない形へと充実させていくことが求められています。
- 相談先は「友人・知人」が最も多く、専門的な相談機関や支援窓口の利用は少ない状況です。支援制度はあるが、情報の届きにくさや利用のしにくさが課題となっています。

今後の方向性

経済的な不安を軽減し、仕事と子育てを両立しやすい環境を整えます。祖父母だけに頼らず、地域全体でこどもを支える仕組みを強化します。子育て支援の制度やサービスを、必要とする人に届くように見直し、利用しやすい場所・時間・内容に改善します。親子が気軽に集まり、相談したり休息できる「居場所」の整備を検討していきます。

### (3) 若者の今

現状  
課題

- 若者の悩みは「お金のこと」「将来のこと」「仕事や就職のこと」が中心であり、具体的な進路や働き方を考える機会が不足しています。
- 悩んだときの相談先は「友人・知人」「親」に偏り、専門的な相談機関の利用は低いです。心理的な負担や孤立を防ぐ相談体制が十分とは言えません。
- 家族の世話を担っている若者も一定数おり、学びや就労への影響が心配されます。家庭の状況に応じた支援のあり方が求められます。
- 約6割の若者が結婚しておらず、家庭を持つ将来像が描きにくいと考えられます。町での暮らしや子育ての魅力が伝わっていない可能性があります。

今後の方向性

若者が将来の暮らしや働き方を思い描けるように、学びや資格取得、就職につながる支援を充実させていきます。悩みや不安を専門的に相談できる体制を整え、家族の世話などの負担を抱える若者にもしっかりと支援が届くようにしていきます。町で暮らし、結婚し、子育てを選びやすい環境を整えていきます。

## (4) まちの今

現状  
課題

- 総人口は減少を続け、令和7年には7千人を下回る見込みです。年少人口は約1割、老人人口は5割以上であり、急速な少子高齢化が進んでいます。
- 保育・教育施設は整備されているものの、入所率は低下傾向があり、出生数の減少と子どもの数の減少が背景にあります。
- 子育て支援の制度は多数あるものの、利用率が低い事業や、地域によって利用状況に差がある事業も見られます。支援が「届いていない」「使いづらい」課題が残っています。
- 放課後子ども教室では地域の協力を得た活動が行われていますが、指導員不足により実施が難しい地域もあり、人材確保が課題となっています。

今後の方向性

子育て支援の仕組みを、必要な人に届きやすい形に見直していきます。人口が減る中でも支援を続けられるように、事業の役割と重点を整理し、限られた人材や資源を生かしていきます。地域にある人や場所、自然などの資源を活用し、町全体で子育てと暮らしを支える仕組みに発展させていきます。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### (1) 基本理念

「こども基本法」に基づく、「こども大綱」においては、全てのこども・若者が、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すこととされています。

本町では、令和2年に策定した「第2期那賀町子ども・子育て支援事業計画」では「子どもはまちの宝物 子どもと未来をつくるまち」を基本理念とし、家庭における子育てを中心として、社会全体での子育て環境の充実を目指し、子育て施策に取り組んできました。

本計画では、これまでの子育て施策を継続するとともに、「こども大綱」の考え方を踏まえ、こども一人ひとりが自分らしく暮らし、自らの思いや願いを大切にしながら夢を育んでいくける環境づくりを進めます。そのため、家庭や地域、学校、行政がそれぞれの役割を担い、こどもに寄り添いながら、ともに成長を支えていくことをめざします。

#### 【基本理念】

こどもが自分らしく暮らし 夢を育めるまち

## (2)基本目標

本計画では、基本理念の実現に向けて、次の6つの基本目標に基づき、計画を推進します。

### ①こどもの権利の保障

全てのこども・若者が、心身ともに健やかで幸せに暮らすためには、一人ひとりが尊重され、自らの意思や思いを安心して表明できることが重要です。本町では、こどもの声が大切に受け止められる環境づくりを進めるとともに、権利への理解を深め、学校・家庭・地域・行政が連携し、こどもが主体的に成長できる社会の実現を目指します。

### ② 親子の健康の確保・増進、切れ目のない支援

安心してこどもを生み育てができるようにするために、妊娠期・出産期・乳幼児期のそれぞれの段階に応じた支援が必要となることから、子育て家庭が気軽に相談できる地域子育て支援センターを中心に、妊娠・出産・育児の切れ目のない支援に取り組みます。

### ③ 子育て支援と教育・学びの充実

近年、家庭を取り巻く環境や生活課題は多様化・複雑化しており、家庭だけでなく、学校、地域、企業、行政が連携し、こどもと子育て家庭を社会全体で支えることが求められています。本町では、利用者ニーズや人口動向を踏まえ、教育・保育サービスや学び・体験の充実を図り、こどもの健やかな育ちと子育て家庭の負担軽減を目指します。

### ④ 安心して子育てをするための環境整備

男女ともに働きやすく、仕事と子育てが両立できるよう、出産や育児を応援する職場環境の整備に社会全体で取り組みます。また、安心して子育てができるよう、こどもの居場所づくりなどの取り組みの充実を図ります。

### ⑤ 配慮が必要なこども・家庭への支援

配慮が必要な全てのこどもや子育て家庭に対して、総合的かつきめ細やかな支援を行います。また、地域と行政が連携し、児童虐待やDV（パートナーや配偶者からの暴力）等の防止・早期発見・対応に努めます。さらに、子育て家庭が自立した生活を送ることができるよう、就労相談やセミナーの開催など親の就労に向けた支援に取り組みます。

### ⑥ 若者の社会参画の推進

多様な価値観・考え方を尊重することを前提とし、若者ひとり一人が希望する将来を自ら選択できるよう、生活基盤の充実や活躍できる機会を確保するとともに、それぞれの希望に応じて家庭やこどもをもち、安心して日常生活を送ることができる環境づくりに取り組みます。

### (3)計画の体系図

基本理念	基本目標	施 策
こどもが自分らしく暮らし　夢を育めるまち	<b>1. こどもの権利の保障</b>	(1) こども条例の制定と権利理解の促進 (2) こどもの意見表明と参画の推進
	<b>2. 親子の健康の確保・ 増進、切れ目のない支援</b>	(1) 安心・安全な妊娠・出産への支援の充実 (2) こどもの健康づくりと疾病予防の推進 (3) 相談体制の整備 (4) 小児医療体制の確保
	<b>3. 子育て支援と教育・ 学びの充実</b>	(1) 教育・保育施設での保育サービスの充実 (2) 地域における子育て支援サービスの充実 (3) 子育て支援体制の整備 (4) 学校教育等の充実 (5) 投稿に不安や悩みを抱えている児童生徒への支援 (6) ICT 環境の活用 (7) 家庭・地域の教育力の向上
	<b>4. 安心して子育てをするための環境整備</b>	(1) 仕事と子育ての両立支援 (2) こどもの居場所づくり (3) 安全・安心な環境づくり (4) 子育てサークル・ボランティアへの支援 (5) 援護・相談・啓発活動の充実
	<b>5. 配慮が必要な こども・家庭への支 援</b>	(1) 要保護児童対策の充実 (2) 障がいのあるこどもへの支援 (3) ひとり親家庭への自立支援の推進 (4) こども・家庭への経済的支援 (5) 児童虐待防止対策、ヤングケアラーへの支援
	<b>6. 若者の社会参画の推進</b>	(1) 就労支援 (2) こどもや若者の社会参画・交流への支援 (3) 結婚支援 (4) 移住・定住支援

# 第4章 施策の展開

## 基本目標 1 こどもの権利の保障

### (1) こども条例の制定と権利理解の促進

#### ①こどもの権利の保障と理解促進

こどもの権利を尊重するためには、こども自身、子育て当事者、地域社会全体が、こどもの権利について理解し、日常の中で意識して行動することが求められます。そのため、こどもの権利保障を町全体で進めるための基本的な考え方や方向性を明らかにする「(仮称) こども条例」を、こども・若者の意見を取り入れながら制定します。

##### ◆主な取り組み

- ・(仮称) こども条例の検討・制定
- ・こども・若者の意見を反映した条例づくり

#### ②こどもの権利に関する理解の促進

こどもやおとなが、こどもの権利について正しく理解し、日常の中で意識して行動できるよう、理解促進に向けた取組みを進めます。

こどもが安心して「助けて」と声を上げることができる環境づくりを目指します。。

##### ◆主な取り組み

- ・人権啓発への取り組み
- ・こどもの権利の普及啓発・学習支援

#### ③権利に基づく相談・支援体制の充実

こどもが抱える悩みや不安を早期に受け止め、必要な支援につなげるため、権利の視点に立った相談体制の充実を図ります。

##### ◆主な取り組み

- ・人権擁護委員による人権相談の実施
- ・スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの配置

## (2) こどもの意見表明と参画の推進

### ① こどもの意見表明の機会の確保

こどもが自分の考えや気持ちを安心して表明できる機会を確保し、その意見が大切に受け止められる環境づくりを進めます。

#### ◆主な取り組み

- ・こどもサミットの開催
- ・中学生生徒会サミットの開催

### ② 多様な手法による意見聴取の推進

年齢や状況に応じて意見を表明できるよう、オンラインを含む多様な手法を活用し、こども・若者の声を丁寧に把握します。

#### ◆主な取り組み

- ・オンラインを活用したアンケート調査
- ・SNS やアプリ等を活用した意見聴取

## 基本目標2 親子の健康の確保・増進、切れ目のない支援

### (1) 安心・安全な妊娠・出産への支援の充実

#### ①妊娠・出産に関する必要な情報や正しい知識の啓発

母子健康手帳の交付時に面談を行うとともに、伴走型相談支援や状況把握のためのアンケートを実施し、継続的に各家庭の状況を把握します。また、町ウェブサイトやポスター等を活用し、様々な手段により情報発信を行い、切れ目のない支援に取り組みます。

##### ◆主な取り組み

- ・妊娠届出の広報、ポスター、病院での周知と促進
- ・母子健康手帳、母子健康手帳別冊の交付
- ・母子手帳交付時の相談対応
- ・妊娠・出産・子育てに関する情報提供

#### ②妊婦健康診査の充実

安全・安心な妊娠・出産に向け、妊婦に対して早期に健康診査を受診することの大切さや必要性を伝え、受診率の向上を図ります。また、妊婦の実情を把握することで必要に応じて医療機関と連携し、個別支援に取り組みます。

##### ■主な取り組み

- ・妊娠届出時の面接による実情の把握
- ・個別支援と医療機関との連携
- ・妊婦健診、妊婦歯科健診の実施と周知、勧奨
- ・低出生体重児の出生の把握

#### ③妊産婦訪問指導・相談の充実

保健師や助産師が家庭を訪問し、妊娠・出産・育児に関する相談や保健指導を行い、妊産婦が健全な出産・育児を迎えるよう訪問指導・相談体制の充実を図ります。

##### ■主な取り組み

- ・乳児家庭全戸訪問の実施
- ・未熟児訪問指導の実施
- ・個別支援と医療機関等関係機関との連携
- ・養育支援訪問の実施

#### ④喫煙や飲酒による母体・胎児への害に関する啓発

喫煙・飲酒に関するアンケート調査やパンフレットの配布、公共施設や薬局等でマタニティマークの普及・啓発に向けたポスターを掲示し、喫煙や飲酒による胎児・母体への影響について伝えます。また、禁煙を希望する保護者に対して、禁煙外来リストを配布します。

##### ■主な取り組み

- ・妊娠届出時：喫煙や飲酒による胎児・母体への影響を周知
- ・出産後：喫煙・飲酒を再開しないための指導
- ・電子タバコの害の啓発

#### ⑤家族や職場の協力の必要性の啓発

健康教室での講話、妊婦や育児の体験等を通して、妊娠・出産・育児に関する現状を伝え、家族の協力の必要性を啓発します。また、母性健康管理指導事項連絡カード啓発ポスターを掲示し、母子健康手帳交付時にカードの情報を提供し、職場での協力を促します。

##### ■主な取り組み

- ・マタニティマークの普及啓発
- ・祖父母サークルの実施
- ・母子健康管理指導事項連絡カードの配布

#### ⑥不妊を心配する夫婦への支援

不妊を心配する夫婦やお子さんを望む夫婦が、早期に適切な治療に取り組めるよう、不妊検査・不妊治療・不育症等治療を受けた場合の費用の一部を助成します。

##### ■主な取り組み

- ・不妊治療費の助成
- ・不育症治療費の助成

## (2) 子どもの健康づくりと疾病予防の推進

## ①乳幼児健康診査の充実

子どもの発達・発育を確認しながら適切な健康指導と病気や障がいの早期発見・早期治療が行えるよう、各種健診の受診率の向上と充実を図ります。また、乳幼児健診後、支援の必要な子どもへの継続的なフォローアップ体制を充実するとともに、母親の体調や育児の悩み等を把握し、必要に応じて専門機関による相談支援や医療機関の受診につなげます。

#### ◆主な取り組み

- ・乳児健診・乳児相談
  - ・1歳6ヶ月健診
  - ・2歳児歯とことばの健診
  - ・3歳児健診
  - ・4.5歳児健診
  - ・巡回相談、支援、関係機関との連携

## ②産後の支援体制の充実

安全・安心な子育てができるように、全ての出生児を対象に保健師や助産師が訪問して、乳児の発育や母親の健康について確認し、相談や保健指導を行います。また、出産後に家族からの支援が受けられない家庭などについて、一定期間の宿泊や通所による母子への心身のケア・育児指導等を行います。

## ■主な取り組み

- ・乳児家庭全戸訪問の実施
  - ・子育て世帯訪問支援事業の実施
  - ・養育支援訪問の実施
  - ・産後ケアや育児のサポートに関するサービスの実施、周知
  - ・母子保健訪問指導の実施
  - ・育児相談の実施

### ③規則正しい生活習慣の大切さの啓発

子どもの健康な心と体の発達を促すため、乳幼児健診等を通して生活習慣や食習慣を把握し、規則正しい生活習慣の大切さや肥満・過度の痩身（やせ）が健康に与える影響について集団教育、個別相談を行い、家族内での理解促進を図ります。また、生活習慣病予防の視点で適切な生活習慣や食習慣の確立に向けて、家庭、保育施設、小・中・義務教育学校などの関係機関との連携を図ります。

#### ■主な取り組み

- ・各乳幼児健診、育児相談での集団指導、個別指導の実施
- ・各種相談による訪問指導、面接指導などの実施
- ・学校保健委員会との連携、情報の共有
- ・子育て講演会の実施
- ・生活習慣や食習慣の確立に向けた情報の発信
- ・児童生徒や保護者及び関係者を対象にした生活習慣病予防健康教室の実施

### ④予防接種事業の推進

伝染の恐れがある疾病の発生やまん延を予防するため、予防接種法や結核予防法に基づいて、予防接種事業をより一層推進していきます。また、予防接種に関して正しい情報の提供に努めるとともに、感染性の病気に関しては予防法の啓発などに努めます。

#### ■主な取り組み

- ・定期予防接種の実施
- ・任意予防接種の実施
- ・各種予防接種の周知、勧奨

### ⑤歯科保健対策の充実

家族で歯の健康に関する意識を高めるため、むし歯等の予防に関するパンフレットを用いて啓発するとともに、正しい歯みがきの仕方が身につくように、歯みがき指導を実施します。また、歯科相談や歯科健診時におけるフッ素塗布を推進します。

#### ■主な取り組み

- ・健診時でのフッ化物の歯面塗布、歯みがきの指導
- ・学校保健委員会との連携
- ・各乳幼児健診、育児相談での集団指導、個別指導の実施

## ⑥学童期、思春期からの健康づくりの充実

多様化しているこどもたちの悩みに対応していくため、学校との連携を強化していくとともに、スクールカウンセラーの配置や専門職による「こころの健康相談」において、不安や悩みを抱えているこどもに対する相談支援に取り組みます。

### ■主な取り組み

- ・スクールカウンセラーの配置
- ・こころの健康相談の実施

## ⑦食育の推進

食を通して食べる楽しさや感謝の気持ちなど豊かな心を持つことができるよう、栽培や調理実習、栄養相談等を通してこどもの食育の推進に取り組みます。また、地域で作られた食材や加工食品などを学校給食に活用することで、ふるさとの食を誇りに思い、農業などへの関心を高められる取組みを行います。保護者や地域に向けても食育の知識の普及に努めます。

### ■主な取り組み

- ・地場産給食の日による地域食材の活用、食育の推進
- ・出前講座の実施
- ・栄養相談の実施
- ・離乳食教室の実施
- ・食に関する知識、健全な食生活の知識の普及

### (3) 相談体制の整備

#### ①子育ての仕方について学ぶ機会の提供

親子のふれあいの大切さや自己肯定感、愛着を育てるため、乳幼児健診や育児相談において、子どもの成長や発達、生活状況に合わせた育児の方法について相談を行い、子育てについて学ぶ機会を提供します。また、広報などで、妊娠・出産・子育てに関する情報、相談窓口等をお知らせします。

##### ◆主な取り組み

- ・各乳幼児健診、育児相談での集団教育、個別相談の実施
- ・地域子育て支援センターでの育児相談の実施
- ・妊娠、出産、子育てについて学ぶ機会の情報発信

#### ②子育てに関する情報の提供

母子健康手帳交付時や妊婦教室開催時に妊娠・出産に関する冊子、パンフレットなどを配布します。また、広報や子育て情報の配布により、妊娠・出産・子育てに関する情報、相談窓口等をお知らせします。

##### ■主な取り組み

- ・各乳幼児健診、育児相談時の情報提供
- ・地域子育て支援センターだよりの発行

#### ③子育ての不安や悩みなどを相談できる機会の提供

子ども一人ひとりの状況に応じて訪問や面接、相談を行い、子育て中の不安や悩みが軽減できるよう努めます。また、児童自身が抱える不安や困りごとについても早期に気づき、安心して相談できる環境を整えます。令和8年度からは「(仮称) 那賀町こども家庭センター」を設置し、妊娠期から子育て期、学齢期までを一体的に支える体制を構築します。このセンターでは、保護者支援に加え、児童の心身の状況の把握や必要な支援へのつなぎを進め、学校や保健・福祉機関と連携しながら、途切れのない支援を実施します。さらに、各種事業を通して支援が必要な家庭や児童を把握し、必要な情報を適切に提供していきます。

##### ■主な取り組み

- ・(仮称) 那賀町こども家庭センターの設置
- ・育児相談の実施
- ・児童の養育や家庭内の悩み、ひとり親家庭の自立に向けた相談対応
- ・相談窓口の周知
- ・各種相談による訪問指導、面接指導などの個別の支援

#### ④保護者同士の交流への支援

子育てなどについて保護者同士が親睦を深める機会を提供します。訪問などの個別支援により、育児の不安や悩みを解消し、心の健康を取り戻せるよう支援します。

##### ◆主な取り組み

- ・各種相談による訪問指導、面接指導などの個別の支援

#### ⑤母子保健従事者の資質の向上

母子保健従事者の資質の向上のための各研修会や研究会への参加、自己研鑽に努めます。

##### ■主な取り組み

- ・各種研修会・研究会への参加の促進

#### ⑥地区組織の育成・支援

地域全体で子育てに取り組んでいくため、保健推進員・食生活改善推進員などと協力しながら、母子保健の課題を共有し、子育てに関する情報の共有、子育て家庭の見守り支援を行います。

##### ■主な取り組み

- ・自主組織による食生活改善推進活動
- ・マタニティマークの普及啓発
- ・乳幼児健診・相談の実施
- ・主任児童委員との連携

## (4) 小児医療体制の確保

### ①医療機関との連携強化

医療機関と連携を図り、乳幼児健診において、かかりつけ医・かかりつけ歯科医を持つことの大切さと子どもの救急ガイドブック等を用いた日頃の健康管理、救急時の対応について啓発します。

#### ◆主な取り組み

- ・子どもの救急ガイドブックによる啓発
- ・各乳幼児健診、育児相談での集団指導、個別指導の実施
- ・気になる母子に関して、医療機関ほか関係機関と連携支援

### ②周産期医療との連携

出産前からの一貫したケアを行い、危険度の高い母胎や新生児に早期から対応するため、周産期医療との連携を強化します。

#### ■主な取り組み

- ・医療機関や関係機関との連携
- ・産後ケアや育児のサポートに関するサービスの実施、周知

### ③休日・夜間相談体制の確保

休日や夜間に小児医療相談が受けられる体制を整えていきます。

#### ■主な取り組み

- ・広報等による休日・夜間の医療相談窓口や救急受診の判断方法の周知

## 基本目標3 子育て支援と教育・学びの充実

### (1) 教育・保育施設での保育サービスの充実

#### ①保育環境の確保

保護者の就労などにより、家庭で十分に保育することができない就学前の児童を対象に、保育指針に基づき、こどもの育ちを支える保育サービスを提供します。

##### ◆主な取り組み

- ・保育の供給量の確保
- ・通常保育の充実
- ・認定こども園の保育料第1子から無償化

#### ②延長保育の充実

保護者の就労形態の多様化や核家族化に対応していくため、延長保育の充実を図ります。

##### ■主な取り組み

- ・認定こども園での延長保育の実施

#### ③一時預かりの充実

保護者の疾病などの緊急時に、一時的に児童の保育ができない家庭を支援するため、保育施設での一時預かりを実施します。

##### ■主な取り組み

- ・こども園での一時預かりの実施

#### ④病児病後児保育の実施

病気の回復期にある入所児童を、看護師、保育士等により一時的に預かる病後児保育を実施します。ファミリー・サポート・センターが、平成30年10月から「病後児預かり事業」を、令和7年1月から「病児預かり事業」を実施しており、保護者の就労形態の多様化等に対応していくため、病後児保育の充実を図ります。

##### ◆主な取り組み

- ・病児、病後児保育実施施設の充実

## (2) 地域における子育て支援サービスの充実

### ①子育て支援センターの拡充・機能充実

子育て支援センターでは地域の子育て支援の拠点として、さらなる拡充や機能の充実に取り組むとともに、サービス内容の周知を行います。

#### ◆主な取り組み

- ・子育てに関する相談の実施
- ・子育て講座等の実施
- ・未就学児等の身長・体重測定、健康相談の開催

### ②地域交流事業の支援

子育て支援センターを利用しているこどもだけでなく、地域の全てのこどもを視野におき、地域の子育て支援の拠点として子育て相談や世代間交流など様々な支援事業を行います。

#### ■主な取り組み

- ・子育てサークル活動者や団体の育成、支援
- ・子育て世帯や親子の交流の場の提供

### ③子育て講座などの充実

小・中・義務教育学校や保育施設、公民館などとの連携や役割分担により、多くの子育て家庭が講座に参加できるよう、講座の実施時間などの調整を行います。また、うつ病や虐待の予防に向けて専門医による講話を実施し、必要に応じて関係機関の支援へとつなげます。

#### ■主な取り組み】

- ・こども・若者の社会教育に関する各種教室の開催
- ・6～7か月児離乳食相談の実施
- ・11～12か月児育児相談の実施

#### ④ファミリー・サポート・センター事業の充実

子育ての手助けが必要な人と手助けしたい人が会員登録し、保育施設への送迎や一時預かり等で育児の相互支援を行うファミリー・サポート・センター事業の充実を図ります。また、手助けを必要とする人が利用できるよう、事業内容の周知啓発に取り組みます。

##### ■主な取り組み

- ・ファミリー・サポート・センター提供会員の拡充
- ・ファミリー・サポート・センターの事業周知
- ・他団体との連携

#### ⑤町民協働、地域参画による子どもの居場所づくり

地域の方々や保護者、団体等の協力を得て、放課後や週末などに、地域の子どもが学習、スポーツ、遊びなどの様々な体験ができる居場所づくりを推進し、地域全体で子どもを育てる環境の充実を図ります。また、庁内関係課やNPO、地域等が連携し、若者の地域参加と地域の将来を担う後継者の育成に取り組みます。

##### ■主な取り組み

- ・放課後子ども教室の実施
- ・公民館の開放
- ・休日学校部活動地域移行事業の推進
- ・子ども食堂などの情報提供

### （3）子育て支援体制の整備

#### ①意見・要望などの解決処理体制の充実

教育・保育事業に対する意見・要望に対して社会性や客觀性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、主任児童委員を含めた第三者委員会を配置し、解決に向けた体制の充実を図ります。

##### ■主な取り組み

- ・認定こども園における第三者委員会の設置

#### ②保育士等の教諭に関する研修の充実

保育の質の向上やこどもたちの安全確保に向け、子育てに関する県の各種研修会の実施を周知するとともに、民間事業者と連携しながら、こどもに関わる様々な研修会を実施します。

##### ◆主な取り組み

- ・保育士等の教諭に対する研修への参加
- ・放課後こども教室等支援員の研修の実施及び参加の促進

#### ③保育士等の人材の確保・充実

慢性的な人材不足を解決するため、民間事業者と協力しながら、保育ニーズへの対応や幼児教育・保育の質の確保に向けて、人材の確保・育成に取り組むとともに、幼児教育・保育の専門性を有する人材の配置を検討します。

##### ■主な取り組み

- ・保育士等の子育て人材確保
- ・支援が必要な児童への保育士加配の費用支援

#### ④保育所・小学校間の連携

保育所保育指針を踏まえ、一日体験入学や運動会への参加等を通して、幼児教育から小学校教育への円滑な移行に向けて、保育所と小学校の連携を強化します。

##### ■主な取り組み

- ・合同研修会の実施
- ・保育所児童保育要録等の送付

## ⑤子育て家庭のニーズの変化への対応

子育て家庭のニーズの変化に応じて、新たな子育て支援サービスを検討します。

### ■主な取り組み

- ・ニーズ調査による子育て支援サービスの検討

## ⑥スポーツ・レクリエーション活動の推進

こどもたちが気軽に楽しみながら、健康づくり・体力増進に取り組めるよう、幅広い世代を対象とした講習会や様々なスポーツイベントの誘致・実施を支援します。また、スポーツ団体の活動支援や既存施設を整備し、地域の特色を活かした事業やニュースポーツの普及を図ります。

### ■主な取り組み

- ・スポーツ支援員の配置
- ・スポーツ団体の活動支援

## ⑦芸術文化や音楽を鑑賞・体験する機会の確保

こどもが優れた芸術作品や音楽鑑賞などを通して、豊かな感性を培い、芸術文化や音楽に対する関心を高めるとともに、新しい価値観を学ぶ機会の提供に努めます。

### ■主な取り組み

- ・芸術文化鑑賞の提供

## ⑧地域における青少年健全育成活動の支援

様々な悩みを抱えているこどもたちの問題解決と非行防止に向けて、日常生活から学校生活に関することまで幅広い内容の相談支援と町内の巡回による街頭指導を行います。また、こどもたちが様々な体験ができるよう、スポーツイベントや芸術・音楽鑑賞等への参加機会を提供します。

### ■主な取り組み

- ・青少年センター出前講座の実施
- ・スポーツ交流イベントの開催
- ・スポーツ活動団体への支援

## ⑨異年齢交流の推進

児童数の減少や若い世代の地域離れなどに伴う地域の活性化を進めるため、地域の歴史や伝統を活かした地域の祭りやイベント等への参加を促進します。また、地域の伝統文化を次世代に伝えるための取り組みとなるよう、事業展開に取り組みます。

### ■主な取り組み

- ・こども・若者の社会教育に係る各種教室の開催
- ・伝統文化体験講座の実施

## (4) 学校教育等の充実

### ①自然環境や地域資源を活かした幼児教育の推進

自然体験、社会体験等具体的な生活体験を重視した活動を充実させるなど、生きる力の基礎を培う幼児教育を推進します。

#### ◆主な取り組み

- ・体験活動の充実
- ・木育体験の充実

### ②豊かな人間性を培う学校教育の充実

他者への理解や思いやり、自主性や責任感などの豊かな人間性、社会性を育むための教育の充実を図ります。

#### ■主な取り組み

- ・キャリアセミナーの開催
- ・職場体験学習の実施
- ・那賀町ふる里留学促進事業補助金の交付
- ・思春期に適したふれあい体験学習の実施

### ③たくましく生きるために健康・体力を培う保育施設・学校づくりの推進

体力調査等を活かした健康・体力づくりを推進し、食育の充実を図るとともに、安心・安全な学校づくりを推進します。また、就学前に行う就学時健診や在学中に行う定期健診の際に医療機関の受診が必要な児童生徒やその保護者に対して、早期治療と健康への意識向上を呼びかけます。

#### ■主な取り組み

- ・児童生徒の健康診断の実施
- ・児童生徒の歯科指導の実施
- ・学校医及び学校薬剤師の委嘱

#### ④男女共同参画意識の醸成

性別の概念にとらわれず、誰もがあらゆる分野に対等に参画できる社会を目指して、学校への講師派遣、対人コミュニケーションや性・生命の大切さに関する学習機会を提供し、児童生徒だけでなく保護者や教職員等の理解促進を図ります。また、妊婦体験や育児体験の機会を通して、生命の大切さについて伝えていきます。

##### ■主な取り組み

- ・生命と性に関する学習機会の提供
- ・中高生を対象としたデートDV予防学習会の実施
- ・保育体験学習の実施
- ・母子健康教育の開催

#### ⑤多文化共生の意識を育む異文化交流の実践

地域社会の対等な構成員として共に生きるという多文化共生を推進していくため、柔軟な発想で多様な人や文化、価値観などを受け入れやすい幼少期より異文化や国際交流に接する場を提供していきます。

##### ■主な取り組み

- ・多文化共生理解講座等の開催
- ・社会教育事業（多文化共生関連事業）の実施

## （5）登校に不安や悩みを抱えている児童生徒への支援

### ①学び支援教室の設置

学校に登校できていない、教室で過ごすことに不安を抱える生徒の「居場所」や「学びの場」として、町内に学び支援教室（ほっとルーム）を設置しています。一人ひとりのペースに合わせた学習支援と自立支援の充実を図ります。

#### ◆主な取り組み

- ・児童生徒支援ネットワークによる個別訪問の実施

### ②民間施設との連携

登校に不安や悩みを抱えている児童生徒一人ひとりの思いや心の状態について、保護者との情報交換などを行ながらしっかりと受け止め、その気持ちに寄り添いながら、多様なニーズに応じた学びの場や支援の仕組みを情報提供します。

#### ◆主な取り組み

- ・不登校支援等情報交換会の開催
- ・不登校・多様な学びを考える親の会等への後援

### ③保護者等へのサポート

不登校やひきこもりのこどもを持つ保護者が悩みをひとりで抱え込むことがないよう、相談しやすい環境の充実を図ります。また、不登校児童のこどもを持つ「親の会」など、情報や思いを共有できる場やその活動を周知し、保護者が孤立することのないよう支援します。

#### ■主な取り組み

- ・「不登校相談＆居場所マップ」の活用、周知
- ・ひきこもり相談窓口マップの周知
- ・自殺相談窓口マップの周知
- ・こどもや子育て世帯に対する相談対応

## (6) ICT 環境の活用

### ①情報活用能力の育成

こどもたちの学習への興味・関心を高め、情報や情報手段を主体的に選択し活用していくための基礎的な資質を身につけることで、情報社会に対応していく力を養うとともに、わかりやすい授業づくりに取り組みます。

#### ◆主な取り組み

- ・デジタル教材や学習ソフトを活用した授業づくり
- ・一人1台のタブレット端末による学校教育の推進

### ②ICT 活用指導力の向上と校内推進体制の整備

児童生徒のICTによる学びの質を一層高めていくためには、教職員のICT活用指導力の向上が必要不可欠となっています。教職員に向けた効果的な研修を行い、ICT活用スキルの向上を図るとともに、ICT活用を支える校内推進体制の整備を進めます。

#### ◆主な取り組み

- ・教職員へのICT活用研修の実施
- ・実践事例集の作成、情報共有
- ・校務支援システムの導入

## (7) 家庭・地域の教育力の向上

### ①地域交流への対応

こどもたちが、地域の運動会や祭りなどのイベントに積極的に参加するよう促すとともに、こどもの奉仕活動や芸術、文化、自然にふれ親しむための体験活動の展開により、こどもと地域との交流を図ります。

#### ◆主な取り組み

- ・スポーツ交流イベントの開催
- ・ジュニアリーダーの育成
- ・学校支援コーディネーターの配置
- ・世代間交流事業の実施

## ②家庭教育への支援

妊娠・出産・育児についての勉強会や講演会、イベントを行い、親同士が子育てについて楽しく学び、情報交換ができる機会を提供し、家庭・地域の教育力向上に努めます。また、文部科学省が発行している「家庭教育手帳」の周知を図り、子どもの心と体の健やかな成長を支援していきます。

### ■主な取り組み

- ・家庭教育手帳の周知
- ・子育て講座の開催
- ・親まなびサロンの開催
- ・子育て世帯の交流の場の提供
- ・子ども・若者の社会教育に係る各種教室の開催

## ③地域の人材の活用・育成

こどもたちの遊びや学びを支援するため、中高校生が公民館活動や地域活動に関わる機会の提供やボランティアによる小中学生の学習支援等を推進します。また、若い世代の人材育成に向けて関係機関と連携し、主体的に課題解決に取り組むための学びの場づくりと人材育成に取り組みます

### ■主な取り組み

- ・N P O 法人等による支援活動の周知

## ④生涯学習人材登録・活用の推進

町民や町内で就業している人を対象に、持っている知識や技能、経験を生かして、スポーツ活動や趣味講座など、様々な生涯学習の場で指導者として活躍する機会を提供します。また、利用者や生涯学習の内容が固定化することを防ぐため、事業の周知を図るとともに指導者やボランティアの育成を図ります。

### ◆主な取り組み

- ・生涯学習人材バンクの充実
- ・生涯学習と地域づくりの基礎研修の実施
- ・公民館職員を対象とした地域づくり学習支援

## 基本目標4 安心して子育てをするための環境整備

### (1) 仕事と子育ての両立支援

#### ①女性の雇用・再雇用の促進

出産・育児のために仕事を離れた女性の再就職を促進するために、ハローワークなど関係機関との連携を図り、就職情報の提供に取り組みます。

##### ◆主な取り組み

- ・セミナーを通じた新しい働き方の啓発など潜在的労働力の活用支援
- ・ハローワークと連携した求人情報の情報提供

#### ②事業所への子育て支援体制の啓発

ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、育児・介護休業法の活用や労働時間短縮などを啓発するリーフレットを活用しながら、事業所への周知を行います。

##### ■主な取り組み

- ・ワーク・ライフ・バランス推進のための各種支援制度の普及活動

#### ③男女の均等な雇用機会・待遇の確保

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るために、事業主への啓発活動を行います。

##### ■主な取り組み

- ・各機関のパンフレットによる情報提供

#### ④企業認証制度の普及啓発

企業も地域社会の一員として、子どもの育成に係る一定の役割を果たすことが求められています。国や県の企業認証制度の普及啓発を行い、制度の認知拡大を図ることで、労働環境の向上に努めます。また、子育ての応援に積極的な企業や女性の活躍推進に優れた企業などの取り組みを子育て世帯に情報発信し、仕事と子育てを両立やすい環境づくりを推進します。

##### ■主な取り組み

- ・企業認証制度の周知
- ・認証企業の取り組みの情報発信

## (2) 子どもの居場所づくり

### ①公共施設の環境整備

既存公共施設の改修や新たに建設する施設について、乳幼児連れでも利用しやすい環境整備を進めます。

#### ◆主な取り組み

- ・子育て世帯に配慮した施設設計
- ・保育所や児童厚生施設の環境整備

### ②児童館・児童センター機能の強化

子どもが主体となる活動や子育て家庭の支援などを中心とした施設機能を充実し、乳幼児から中高生まで幅広い層が利用しやすいプログラムを展開します。

#### ■主な取り組み

- ・児童館、児童センターでの各種事業の充実
- ・児童厚生員等の研修の充実

### ③放課後こども教室の安定的な運営・充実

出生数が減少している一方で、女性の社会進出や共働き世帯の増加などにより、放課後こども教室に対する需要が高まっています。放課後における子どもの健全な育成を支援するため、施設の環境整備や支援員の質の向上を図ります。

#### ◆主な取り組み

- ・放課後こども教室の提供体制の確保
- ・放課後こども教室の環境整備

### ④子どもの遊び場の確保

子どもが安心して遊べる安全で快適な公園を整備し、保護者も安心できる身近な遊び場の確保を図るとともに、魅力ある公園空間の創出に取り組みます。近年の環境変化によりニーズが高まっている屋内型遊戯施設については、既存施設の利活用も視野に検討を進めます。

#### ■主な取り組み

- ・公園、児童公園の維持管理
- ・屋内型遊戯施設の検討
- ・山のおもちゃ美術館の利用促進

## ⑤遊具の安全点検及び維持補修の実施

公園などに設置している各種遊具の使用にあたり、遊具の安全管理マニュアルに沿つて、遊具の設置者による定期的な点検及び専門業者による安全点検を行い、遊具の安全性の確保と正しい使用方法などを指導します。また、老朽化などにより補修や取替えが必要な遊具については緊急を要するものから順次整備するとともに、計画的に実施します。

### ■主な取り組み

- ・公園、児童公園の遊具点検及び更新

## ⑥公園美化の推進

公園については、安全で快適な環境美化と身近ないこいの場、ふれあいの場として利用されるように、地域の自主的な管理を促進するとともに、地域への支援方法を検討します。

### ■主な取り組み

- ・町民の憩いの場の確保
- ・町民協働による公園や緑地の維持管理
- ・公園、児童公園の遊具点検及び更新

### （3）安全・安心な環境づくり

#### ①安全な道路環境の整備

こどもやこども連れの親等が安全に、安心して通行することができるよう、幅が広く段差の少ない歩道の整備を進めるとともに、通学路やスクールゾーンの確保に努めます。

##### ◆主な取り組み

- ・道路や橋りょうの新設、改良工事の実施

#### ②交通安全教育の推進

単に交通ルールの指導にとどまらず、命を大切にする心や思いやり・ゆずり合いの心を育てる交通安全教室の開催により、交通安全についての知識の普及、啓発に努めます。特に、次代を担うこどもたちには、交通安全教育指針に基づき発達段階に応じた交通安全教室を開催します。また、大切な命を守るためのチャイルドシートの着用について広報・啓発に努め、着用の推進を図ります。

##### ■主な取り組み

- ・交通指導隊による街頭指導の実施
- ・交通指導員による交通安全教室の実施

#### ③学校安全対策の確保

こども園等保育施設、学校内への不審者の侵入に対する防犯訓練の実施や防犯器具の設置、非常時の緊急通報システム等の整備に努めるとともに、教育委員会と各学校、保護者、関係機関、地域などと情報共有しながら、こどもたちの安全確保に努めます。

##### ■主な取り組み

- ・保育施設、小・中・義務教育学校での防犯訓練の実施
- ・保護者、関係機関、地域などの情報共有

#### ④地域の防犯強化の推進

関係機関や地域と連携してのパトロール活動や「子ども 110 番の家」の設置などにより、児童生徒の登下校中の安全確保の強化に取り組みます。また、不審者の出没に際しては、町公式 HP 等を活用し住民への周知を図ります。

##### ■主な取り組み

- ・防犯実働隊員によるパトロールの実施
- ・地域安全運動の実施

## (4) 子育てサークル・ボランティアへの支援

### ①子育てコミュニティづくりの支援

町公式 HP 等による子育て相談の実施や、子育て支援サークル等に情報発信を行います。また、こどもとともに利用できる施設や学習機会の情報を発信します。

#### ◆主な取り組み

- ・子育て支援サービスの情報発信
- ・各種講座の周知

### ②子育て自主サークルの育成・活動支援

子育てについて、保護者が互いに支えあい、楽しく育児をしたり、相談や情報交換を通じて育児不安を解消したりできる子育て自主サークルの育成に取り組みます。

#### ■主な取り組み

- ・子育て自主サークルの育成、活動支援
- ・子育て自主サークル活動の情報発信

## (5) 援護・相談・啓発活動の充実

### ①相談場所の周知徹底

気軽に電話・面接・訪問相談が選択できるよう、町ウェブサイトや広報誌、チラシなどで、各種子育て相談事業を実施している機関の周知に努めます。

#### ◆主な取り組み

- ・ こころの健康相談の実施
- ・ なんでも相談の実施
- ・ 各種子育て相談窓口の周知

### ②子育て情報提供の充実

町ウェブサイトや公式や広報誌、チラシの配布などにより、必要としている人に素早く情報が届くよう、情報発信の充実に努めます。

#### ■主な取り組み

- ・ 保育施設の入所状況の情報提供
- ・ 各種給付金、手続き等の情報発信
- ・ 地域子育て支援センターでの講座やイベントの情報発信

### ③気軽に相談できる窓口の体制整備

各種相談機関や窓口の連携強化によるネットワークづくりを推進します。地域子育て支援センターにおいて育児相談や栄養相談を行い、地域の身近な相談窓口としていつでも気軽に利用できるよう、体制の強化を図ります。また、子どもの問題行動・不登校などへの迅速で適切な対応や、子ども自身が抱える悩み事などへの対応を図るため、関係機関が連携して相談を受ける事業の体制づくりを推進します。

#### ■主な取り組み

- ・ 地域子育て支援センターでの育児相談の実施
- ・ (仮称) 那賀町こども家庭センターの設置
- ・ スクールソーシャルワーカーの定期巡回
- ・ 小・中・義務教育学校へのスクールカウンセラーの配置
- ・ 青少年に対する相談支援

#### ④こども・若者の自殺対策

生きることの包括的な支援として、SOS の出し方や友人等からの SOS の受け止め方など自殺予防教育を進めるとともに、自殺リスクの早期発見、電話・SNS 等を活用した相談体制の整備等、家庭・学校・行政等が連携しながら、こども・若者の自殺対策を推進します。

##### ■主な取り組み

- ・各種相談体制の確保及び周知
- ・自殺対策強化月間による啓発
- ・スクールソーシャルワーカーの定期巡回
- ・小・中・義務教育学校へのスクールカウンセラーの配置

#### ⑤発達支援のネットワークの充実

こどもに接する全ての機関の協力関係を築き、発達に関する相談機関と情報交換等を行なながら、連携強化に努めます。また、発達に遅れや偏りのあるこどもに対して、臨床心理士による個別相談を行い、保育施設など関係機関と連携しながら支援を行います。

##### ■主な取り組み

- ・特別教育支援連携協議会の設置
- ・(仮称) 那賀町こども家庭センターの設置
- ・発達相談の実施
- ・幼児精密検査

#### ⑥子育て意識の啓発

子育てにおける親の役割の重要性を認識し、親としてこどもを産み育てるこの責任感を育むような広報活動を積極的に展開します。

##### ■主な取り組み

- ・親同士の学び合いや、仲間づくりの機会の提供
- ・各種講座の実施

## 基本目標5 配慮が必要なこども・家庭への支援

### (1) 要保護児童対策の充実

#### ①要保護児童対策地域協議会活動の推進

子育てに関わる関係機関による要保護児童対策地域協議会活動の啓発と連携強化を図り、児童虐待の未然防止に努めます。

##### ◆主な取り組み

- ・こどもや子育て世帯に対する相談対応
- ・要保護児童対策地域協議会代表者会議
- ・要保護児童対策地域協議会実務者会議
- ・要保護児童対策地域協議会個別支援会議

#### ②こども家庭相談事業の充実

相談員を配置し、児童相談所その他関係機関と連携し、身近な子育て相談ニーズに対応するとともに、児童虐待の発生予防や早期発見に積極的に取り組みます。また、困難事例等に対応するため研修等を行い、相談員の資質向上を図ります。

##### ■主な取り組み

- ・こどもや子育て世帯に対する相談対応
- ・家庭児童相談員の研修の充実

### (2) 障がいのあるこどもへの支援

#### ①障がい児保育の充実

こどもたち一人ひとりの状態に合わせたきめ細やかな保育が提供できるよう、障がい児保育の充実と受け入れ体制の整備を図るとともに、関係機関との連携強化に努めます。

##### ■主な取り組み

- ・障がい児通所支援事業所との連携
- ・就学時健康診断の実施
- ・就学相談の実施
- ・障がい児者相談支援事業
- ・身体、知的障がい者相談員による相談支援

## ②保育士や特別支援コーディネーターの専門性の向上

保育士、教諭等を対象に障がいのあるこどもへの理解を深めるスキルアップ研修等を実施し、療育に対する専門知識の向上に努めます。

### ■主な取り組み

- ・保育施設などの従事者を対象とした研修会の開催
- ・特別支援コーディネーター研修会の開催

## ③障がい児・者歯科診療の環境整備

障がい児・者の歯科診療については、通常の治療では対応できないケースが多く、診療に慣れるためのケアトレーニングや静脈内鎮静法による麻酔を用いた治療など、特別な治療環境が必要となることから、歯科医師会が実施する障がい児・者歯科診療事業の一部経費を負担し、障がい児・者がかかりつけ医をもち、安心して歯科診療を受診できる環境整備に取り組みます。

### ■主な取り組み

- ・障がい児・者歯科診療事業経費の一部助成
- ・口腔保健センターにおける診療

## ④障がい児者に対する相談支援

関係機関と連携し、障がいの疑いがある段階から障がい児本人や家族に対する継続的な相談支援を行います。

### ■主な取り組み

- ・発達障がい児等を持つ家族教室を開催
- ・障害児相談支援事業所との連携
- ・乳幼児健康診査の実施

### (3) ひとり親家庭への自立支援の推進

#### ①相談機能の充実

ひとり親家庭が抱える、子育てをはじめとした生活及び就労等に関する様々な悩みについて、母子・父子自立支援員や保健師が相談を受け、支援等に対する情報を提供するとともに、支援機関等に適切につなぐ相談機能の充実に努めます。

##### ◆主な取り組み

- ・社会的、経済的な自立が必要なひとり親家庭に対する相談対応や関係機関との連携
- ・DV 被害者とその児童の一時保護に関する支援
- ・母子・父子自立支援員の研修の充実

#### ②子育てや生活の支援

ひとり親家庭が安心して子育てと仕事や就労のための訓練などとの両立ができるよう、保育施設への優先入所や公営住宅の優先入居に努めます。

##### ■主な取り組み

- ・こどもや子育て世帯に対する相談対応

#### ③ひとり親家庭の就業支援

ひとり親家庭が自立し安定した生活を送ることができるよう、就労に結び付く資格取得のための支援や効果的な職業紹介など、よりよい就労に向けた支援に努めます。

##### ■主な取り組み

- ・ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金の支給

#### ④自立に向けての経済的支援

母子及び寡婦福祉資金貸付制度や児童扶養手当制度、母子・父子家庭医療費助成制度など、制度の詳細や受給資格について積極的に周知に取り組み、各家庭において有効に活用されるよう努めます。

##### ■主な取り組み

- ・母子及び寡婦福祉資金の貸付
- ・児童扶養手当の給付
- ・母子・父子家庭医療費の助成

## (4) こども・家庭への経済的支援

### ①保育料の軽減

幼児教育・保育無償化の対象とならない低所得層のひとり親家庭や在宅障がい児（者）のいる家庭及び多子家庭等について、家庭環境に応じた保育料の設定を検討し、保育の必要があるこどもへの保育サービスの提供に努めます。

#### ◆主な取り組み

- ・多子家庭の保育料の軽減
- ・ひとり親家庭の保育料の軽減
- ・障がい者世帯の保育料の軽減

### ②各種手当等の支給、奨学金の貸与

児童を養育する保護者に対して児童手当を支給するほか、経済的な困難を抱える家庭に対して、各種手当や就学に必要な費用の支給、奨学金の貸与を行います。また、制度の詳細や受給資格について周知し、各家庭において有効に活用されるよう努めます。

#### ■主な取り組み

- ・児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当などの給付
- ・障害児福祉手当の給付
- ・就学援助費の給付
- ・奨学金の貸与

### ③医療費の助成

各種制度に該当している対象児童や家庭を把握するとともに、医療機関等との連携強化により、制度の周知や適切な給付に取り組みます。

#### ■主な取り組み

- ・子ども医療費の助成
- ・母子・父子家庭医療費の助成
- ・養育医療の給付
- ・重度心身障がい者医療費の助成
- ・育成医療

#### ④生活困窮世帯の子どもの学習支援・自立支援等

家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲のある子どもが、能力・可能性を伸ばすことができるよう、ひとり親家庭、生活保護受給世帯及び就学援助受給世帯の中学生を対象に学習支援のほか、日常的な生活支援や仲間との出会い、活動ができる居場所づくりにつながるような支援を行います。また、生活困窮世帯の抱える課題を相談等から把握し、自立に向けた包括的、継続的な支援を行います。

##### ■主な取り組み

- ・地域包括支援センターによる相談支援
- ・各種相談窓口による支援

### (5) 児童虐待防止対策、ヤングケアラーへの支援

#### ①児童虐待防止対策の充実

虐待の発生予防から早期発見・早期対応、さらには虐待を受けた子どもの保護・自立支援に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制の整備・充実を図ります。

##### ◆主な取り組み

- ・子どもや子育て世帯に対する相談対応
- ・要保護児童対策地域協議会による情報共有
- ・児童相談所との連携

#### ②ヤングケアラーに対する支援の推進

ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であることや本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっています。ヤングケアラーの社会的認知度を向上させるとともに、早期発見、悩み相談などの支援体制の整備等に取り組みます。

##### ◆主な取り組み

- ・(仮称) 那賀町こども家庭センターの設置
- ・ヤングケアラーへの支援に向けた実態把握と支援体制の整備
- ・子どもや子育て世帯に対する相談対応
- ・要保護児童対策地域協議会による情報共有

## 基本目標6 若者の社会参画の推進

### (1) 就労支援

#### ①若者等への就労支援

若者が持てる能力を十分に發揮し、経済的な不安なく、将来への希望を持って生活できるよう、学校と企業の連携による「働く」を応援するための取り組み・支援体制の充実を図ります。

##### ◆主な取り組み

- ・町内の高校などへの企業出張説明会の開催

### (2) こどもや若者の社会参画・交流への支援

#### ①こども・若者の社会参画の充実

こどもや若者世代が自ら意見や考えを述べ、まちづくりに参画できる機会の確保に努めるとともに、こどもまんなか社会の実現に向け、子ども等の意見を聴き、対話しながらともにまちづくりに取り組みます。

##### ◆主な取り組み

- ・町内高校生等による意見交換の実施

### (3) 結婚支援

#### ①結婚を希望する若者への支援

結婚を希望する人がその希望をかなえるため、婚活支援情報の発信や支援機関への入会金助成などにより、人生のパートナー探しをサポートします。

##### ◆主な取り組み

- ・結婚を希望する人への婚活支援情報の発信

### (4) 移住・定住支援

#### ①移住・定住に関する支援

定住自立圏及び隣接市町村以外から町内へ移住する世帯及び迎え入れる世帯への支援を行うことにより、町内への若者世帯の定住促進を図ります。

##### ◆主な取り組み

- ・阿南・那賀・美波定住自立圏及び隣接市町村以外からの移住者への住宅購入費用やリフォーム費用に関する助成
- ・移住者への賃貸住宅として空き家を改修する場合の費用助成

# 第5章 子ども・子育て支援事業計画

## (1)教育・保育提供区域の設定

「教育・保育提供区域」とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件や人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、「教育・保育提供区域」ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を記載することとなっています。

本町における教育・保育の提供区域について、自家用車が主な移動手段となっている状況や身近な地域での利用意向等、子育て家庭のニーズと現状の提供体制等を踏まえた検討が必要であり、町全域（1区域）による設定とします。

分類	事業名	事業内容	提供区域
教育・保育	教育・保育施設	幼稚園や保育所(園)、認定こども園等	町全域
	特定地域型保育事業	家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業で、いずれも2歳児までの少人数で保有する事業、満3歳以上限定小規模保育事業	
地域子ども・子育て支援事業	①延長保育事業	保護者の就労時間や通勤時間の確保のため、保育所における通常の開所時間を超えて、保育時間の延長を行う事業	町全域
	②放課後児童健全育成事業 (放課後こども教室)	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業	
	③子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な養育・保護を行なう事業(短期入所生活援助事業、夜間養護等事業)	
	④地域子育て支援拠点事業	公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を実施し、育児不安等を解消するための事業	
	⑤一時預かり事業	保育所を定期的に利用していない家庭において、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、育児疲れによる保護者の心理的・身体的な負担を軽減する必要がある場合等に、保育所等でこどもを一時的に預かる事業	
	⑥病児・病後児保育事業	児童が発熱等の急な病気となった場合、病院や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を提供する事業	
	⑦子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て家庭を対象に、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との「相互援助活動」に関する連絡・調整を行う事業	
	⑧妊婦健康診査事業	赤ちゃんが順調に育っているか、母体に負担がかかっていないか等を確認するため、公費負担により医療機関において定期的な健診を行う事業	
	⑨乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を、保健師・助産師・保育士・児童委員等が直接訪問し、育児に関する相談や子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、各家庭の養育環境等の把握を行う事業	
	⑩養育支援訪問事業	子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭を訪問し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決や軽減を図る事業	
	⑪利用者支援事業	子育て中の親子や妊婦及びその配偶者が身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業	

## (2) 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の内容・方策

### ○教育・保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、就学前に教育・保育を受けることを希望するすべての保護者の申請に対し、町が客観的基準に基づき保育の有無や必要量を認定した上で、給付を行う仕組みとなっています。認定における区分は次の3つです。

区分	対象	
1号認定	3～5歳	教育を希望するこども（保育の必要性がないこども）
2号認定	3～5歳	保育の必要な事由※に該当するこども（保育を必要とするこども）
3号認定	0～2歳	保育の必要な事由※に該当するこども（保育を必要とするこども）

※保育の必要な事由：就労（フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内労働等）、妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、同居又は長期入院している親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあること、育児休業取得中に既に保育を必要としているどもがいて継続利用が必要であること、その他市町村が認める場合。

### ○計画期間の各年度における教育・保育の量の見込み

本資料は、これまでの利用実績や推計児童人口を用い、国から示された算出用ワークシートによって算出した数値をまとめたものです。

認定区別		令和6年度 実績見込み	単位:人				
			令和7年度 見込み	令和8年度 見込み	令和9年度 見込み	令和10年度 見込み	令和11年度 見込み
1号認定	3～5歳児	7	9	7	6	5	4
2号認定	3～5歳児	67	77	65	51	44	39
3号認定	0歳児	5	7	5	5	5	5
	1～2歳児	44	23	20	25	22	22
合計		123	116	97	87	76	70

## ○提供体制の確保の内容と方針

単位:人

認定区分別		令和6年度 実績見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み	令和9年度 見込み	令和10年度 見込み	令和11年度 見込み
1号認定	3~5歳児	7	9	7	6	5	4
2号認定	3~5歳児	67	77	65	51	44	39
3号認定	0歳児	5	7	5	5	5	5
	1~2歳児	44	23	20	25	22	22
合計		123	116	97	87	76	70

### 【確保方策】

認定こども園により、教育・保育を一体的に提供します。確保方策として、各園の利用定員を上限としつつ、利用希望者を受け入れるため、保育者数と保育の質の確保に努めます。

教育・保育施設	4か所	わじきこども園 あいおいこども園 ひらだにこども園 きとうこども園
---------	-----	--

※令和9年度を目処にあいおいこども園保育部・幼児部の園舎を統合

### ■各認定こども園の利用定員(令和6年4月1日現在)

単位:人

こども園名	1号認定	2号認定	3号認定		計
			0歳児	1~2歳児	
わじきこども園	15	63	12	30	120
あいおいこども園	15	45	10	27	97
ひらだにこども園	5	10	3	7	25
きとうこども園	5	10	3	7	25
合計	40	128	28	71	267

※今後園ごとの入所率の変動に合わせ、適正な利用定員数に修正する場合があります。

## ○満3歳以上限定小規模保育事業について

満3歳以上限定小規模保育事業は、少人数でのきめ細かな保育を希望する家庭や、集団保育への段階的な移行を希望することへの対応として、有効な受け皿となる事業です。本町においては、認定こども園を中心とした教育・保育提供体制を基本としつつ、園ごとの受入状況や地域の実情を踏まえ、満3歳以上限定小規模保育事業を、多様な保育ニーズに対応する補完的な選択肢として位置づけます。

### 【確保方策】

今後の園児数の推移や入所状況を注視しながら、必要に応じて、満3歳以上限定小規模保育事業の活用や導入の可能性について検討します。

導入にあたっては、保育の質の確保や既存施設との役割分担を踏まえ、子ども一人ひとりの発達や家庭の状況に応じた保育環境の確保を図ります。

### (3)乳児等通園支援事業の量の見込みと確保の内容・方策

#### ○乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

本町では、保護者の就労状況等にかかわらず、満3歳未満の乳児・幼児が保育所等の施設に通い、遊びや生活の場を通じて成長を支えるとともに、保護者への相談支援や子育てに関する助言等を行う「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」を実施します。本事業は、子育て家庭の孤立防止や、早期からの子育て支援につなげることを目的とし、通常の教育・保育給付（1号～3号認定）を補完する事業として位置づけます。

#### 【量の見込みと確保の内容】

	単位	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み	1	1	1	1
	確保の内容	1	1	1	1
1歳児	量の見込み	1	1	1	1
	確保の内容	1	1	1	1
2歳児	量の見込み	1	1	1	1
	確保の内容	1	1	1	1

※国が示す対象者、月あたりの利用上限時間数から必要定員数を算出し、量の見込みを設定します。

#### 【確保方策】

令和8年度からの実施を予定しています。保護者の就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠内の利用に対し、柔軟な対応ができるよう、提供体制を確保します。

#### 【教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続に関する推進方策】

○乳児等通園支援事業者に対し、教育・保育施設との連携を図ることで、円滑な接続に配慮します。

○ 乳児等通園支援事業を認定こども園にて実施する場合には、当該施設を利用していた児童について、3歳到達後も1号認定にて引き続き利用できるような体制を整えるよう、努めます。

## (4) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容・方策

### ① 延長保育事業

#### 【概要】

勤務時間等の関係で閉所時間までに子どもをお迎えに来られない保護者のために、閉所時間を過ぎて子どもの預かりを実施する事業です。

#### 【量の見込みと確保の内容】

	単位	令和 5 年度 (実績)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	人	20	24	24	24	24	24
確保の内容	人	11	24	24	24	24	24
	か所	4	4	4	4	4	4
充 足 率	率	55.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

#### 【確保方策】

これまでの利用実績と施設の運営体制にあわせ、事業を実施・確保します。また、長時間保育（8時間以上園に預けること）を受ける子どもへの心身の影響を考え、安心できる保育室を整えたり、保護者と密に連携を取って子どもの様子を共有したりするなど、保育環境の整備にも努めます。

延長保育事業	4 か所	わじきこども園 あいおいこども園 ひらだにこども園 きとうこども園
--------	------	--

## **②放課後児童健全育成事業(放課後こども教室)**

### **【概要】**

地域によって学童保育と呼ばれています。保護者が就労等により昼間家庭にいない場合等に、指導員の下、子どもの生活の場を提供する事業です。

本事業は実施していませんが、教育委員会が実施している「放課後子ども教室」を活用し、放課後児童健全育成を図っています。

### **【確保方策】**

引き続き、教育委員会が実施している「放課後子ども教室」を活用し、放課後児童健全育成を図ります。本計画期間中において学童保育として見込み量は設定しておりませんが、現体制の維持や人員確保に努めます。また、新・放課後子ども総合プランの考え方により、例えば、余剰教室等の活用や、福祉部局等との連携により、特別な配慮が必要な児童へ必要な支援を行うなど、実際のニーズと地域の実情に応じた提供体制の模索を行います。

放課後子ども教室	4 か所	鷺敷放課後子どもクラブ 相生放課後子どもクラブ 平谷放課後子どもクラブ 木頭放課後子どもクラブ
----------	------	--

### ③子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)

#### 【概要】

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となつた児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な養育・保護を行う事業です。

#### 【量の見込みと確保の内容】

ショート ステイ	単位	令和 5 年度 (実績)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	人日	0	0	0	0	0	0
確保の内容	人日		0	0	0	0	0
	か所	3	4	4	4	4	4
充 足 率	人日		0%	0%	0%	0%	0%
トワイライト ステイ	単位	令和 5 年度 (実績)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	人	0	0	0	0	0	0
確保の内容	人		0	0	0	0	0
	か所	3	4	4	4	4	4
充 足 率	人		0%	0%	0%	0%	0%

#### 【確保方策】

本計画期間中において、量の見込みは設定していませんが、今後も継続して町外の児童養護施設に委託し、受け入れ体制を確保していくとともに、保護者へ向けた事業の周知と円滑な利用につなげられるよう努めます。

子育て短期支援事業 (委託施設)	4 か所	徳島赤十字ひのみね医療療育センター附属乳児院 社会福祉法人 宝田寮 社会福祉法人 たちばな学苑 ファミリーホーム高橋
---------------------	------	---

## **④地域子育て支援拠点事業**

### **【概要】**

家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う事業です。

本町では、わじきこども園の子育て支援活動を兼ねた『那賀町地域子育て支援センター』を設置し、町の子育て支援拠点として運営しています。

### **【量の見込みと確保の内容】**

	単位	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人回	1,385	1,215	1,131	1,036	973	889
確保の内容	人回	1,385	1,215	1,131	1,036	973	889
	か所	4	4	4	4	4	4
充 足 率	率	27.8%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

### **【確保方策】**

地域の子育て拠点としての役割が果たせるよう、子育て支援センターの体制維持・人員確保に努めます。また、各認定こども園における子育て支援活動においても、保護者のニーズや子どもの育ちに沿った支援が行えるよう、子育て支援センターを含む関係機関等と連携を強化して取り組みます。

またどの地区においても子育て支援を行えるよう、空き施設などをを利用して「出張ひろば」を設置するなどし、柔軟にニーズに対応できるよう努めます。

地域子育て支援拠点事業	1か所	那賀町地域子育て支援センター
-------------	-----	----------------

## ⑤一時預かり事業

### 【概要】

＜幼稚園の一時預かり事業（預かり保育）＞については、幼稚園において主に在園児を対象に、主として昼間に幼稚園で一時的に預かり、保育を行う事業です。

本町では、幼稚園がないため実施していません。

＜未就園児の預かり保育＞については、家庭において一時的に保育が困難となった児童について、認定こども園等で受け入れて、一時保育を行う事業です。

本町では、町内すべての認定こども園で実施しています。

### 【量の見込みと確保の内容】<未就園児の預かり保育>

	単位	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	131	60	60	60	60	60
確保の内容	人日	33	60	60	60	60	60
	か所	4	4	4	4	4	4
充 足 率	人日	25.2%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

### 【確保方策】

認定こども園では、受け入れに必要な保育者の人員確保に努めるとともに、未就園児が安心して過ごすことができる環境・体制整備に努めます。

一時預かり事業 (未就園児の預かり保育)	4 か所	わじきこども園 あいおいこども園 ひらだにこども園 きとうこども園
-------------------------	------	--

## **⑥病児・病後児保育事業**

### **【概要】**

児童が発熱等の急な病気となった場合、病院や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行う事業です。

本町では、実施しておりません。

### **【量の見込みと確保の内容】**

	単位	令和 5 年度 (実績)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	人日	0	3	3	3	3	3
確保の内容	人日	0	3	3	3	3	3
	か所	0	1	1	1	1	1
充 足 率	人日	0%	100%	100%	100%	100%	100%

### **【確保方策】**

本事業の同種事業として、令和 6 年度より那賀町ファミリー・サポート・センターにて「病児・病後児預かりサポート事業」を実施しています。同年度 2 月末の時点で 2 件の利用がありました。

なお、病児・病後児を家庭で安心して看ることができるように、子育て世帯に対する職場の理解を求める広報・啓発の取り組みを行います。

## **(⑦子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)**

### **【概要】**

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て家庭を対象に、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との「相互援助活動」に関する連絡・調整を行う事業です。

那賀町では、地域子育て支援センター施設で児童を預かる『一時預かり保育にかかるサポート事業』や『病児・病後児預かりサポート事業』、『入学前児童預かり事業』など、独自の取り組みも行っています。

### **【量の見込みと確保の内容】**

	単位	令和 5 年度 (実績)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	人日	20	20	20	20	20	20
確保の内容	人日	7	20	20	20	20	20
充 足 率	人日	35.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

### **【確保方策】**

地域リーダーや提供会員の連携を推進し、また研修を適切に行うなど、今後も提供会員の確保に努めます。また、現在サポート助成事業として行っている『一時預かり保育にかかるサポート事業』や『病児・病後児預かりサポート事業』、『入学前児童預かり事業』なども継続実施することで、小さなニーズにも対応できるきめ細やかな支援体制を整えます。

## ⑧妊婦健康診査事業

### 【概要】

赤ちゃんが順調に育っているか、母体に負担がかかっていないか等を確認するため、公費負担により医療機関において定期的な健診を行う事業です。

本町では、那賀町保健センターで事業を実施しています。

### 【量の見込みと確保の内容】

	単位	令和 5 年度 (実績)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	人回	389	247	218	218	218	218
確保の内容	人回	76	247	218	218	218	218
充 足 率	人回	19.5%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

### 【確保方策】

今後も公費負担により、医療機関における定期的な健診を実施します。また、妊娠中の健康管理及び妊産婦の疑問や不安解消のため、妊産婦訪問指導等の支援の充実を図り、ハイリスク妊産婦の早期フォローに努めます。

## ⑨乳児家庭全戸訪問事業

### 【概要】

概ね生後 4 か月以内のこどものいる世帯を保健師等が訪問し、子育て家庭の様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等を把握し、必要な助言や支援を行う事業です。

本町では、那賀町保健センターで「こんにちは赤ちゃん訪問」として事業を実施しています。

### 【量の見込みと確保の内容】

	単位	令和 5 年度 (実績)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	人	27	17	15	15	15	15
確保の内容	人	13	17	15	15	15	15
充 足 率	人	48.1%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

### 【確保方策】

対象家庭への全戸訪問をめざし、母子の健康支援と子育て支援を継続して進めます。

## **⑩養育支援訪問事業**

### **【概要】**

子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭を訪問し、個々の家庭が抱える養育に関する諸問題の解決や軽減を図る事業です。

本町では、那賀町保健センターで事業を実施しています。

### **【量の見込みと確保の内容】**

	単位	令和 5 年度 (実績)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	人	5	3	3	3	3	3
確保の内容	人	2	3	3	3	3	3
充 足 率	人	40.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

### **【確保方策】**

支援の必要性がある家庭を把握し、適切な支援ができるよう体制整備に努めます。

## **⑪利用者支援事業**

### **【概要】**

子育て中の親子や妊婦及びその配偶者が身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

### **【量の見込みと確保の内容】<こども家庭センター型>**

	単位	令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	か所	1	1	1	1	1	1
確保の内容	か所	1	1	1	1	1	1
充 足 率	か所	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※ 令和5～7年度は、母子保健型で実施

### **【確保方策】**

令和8年度4月のこども家庭センターの設置に向け、関係機関と他市町村と連携し、計画しています。

また子育て支援担当部局においては引き続き、窓口業務として子育てにかかる情報提供や関係機関との連絡調整を行います。

## **⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業**

### **【概要】**

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。本計画期間中において本事業の実施は予定していませんが、世帯状況やニーズを読み取り、事業実施について検討します。

## **⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業**

### **【概要】**

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究やその他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。本計画期間中において本事業の実施は予定していません。

# 第6章 計画の推進体制

## (1)計画の推進

### 1. 庁内推進体制、関係機関・団体との連携

本計画は、こども・若者の健全な育成及び子育て支援のための総合的な計画として、福祉・保健・医療・教育・雇用・生活環境など幅広い分野が連携して取り組む必要があります。

そのため、庁内関係部署間の有機的な連携を図るとともに、町内関係機関や県・国とのさらなる連携を強化することで、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

### 2. 情報提供・周知

本計画の推進にあたっては、行政のみならず、町民や事業者、認定こども園や学校等、地域の関係団体との連携・協力が不可欠となっています。そのため、町民をはじめ、地域全体が子育て支援の担い手として積極的に関わることができるように、計画について広報等により周知・啓発を行うとともに、認定こども園や学校等をはじめ、こどもに関わる機関や事業者、NPOなど各種団体に対しても理解と協力を求める働きかけを行います。

### 3. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

子育てのための施設等利用給付の円滑な実施を確保していくため、引き続き当該制度の周知を図ります。また、対象施設に対し、制度の概要や必要となる事務手続き等について、きめ細やかな支援や助言を行います。

## (2)進捗状況の点検・評価

計画を着実に推進するため、計画を立案し(Plan)、実践する(Do)ことを前提としたうえで、設定した目標や計画内容について策定後も適切に評価し(Check)、改善(Action)が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル(P D C A サイクル)に基づき、管理・評価を一連のつながりの中で実施します。

## 資料編

(1)那賀町子ども・子育て会議条例、委員名簿

(2)策定経過

那賀町こども計画

発行:那賀町 すこやか子育て課

発行年月:令和8年2月